

西東京市障害者基本計画
(平成31年度改定)
【素案】

平成30年12月

西東京市

※表紙裏紙

市長挨拶（計画案確定後に掲載）

【西東京市障害者基本計画の基本理念】

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

【後半5年間の計画の全体像】

一部見直し

5年間の重点推進項目

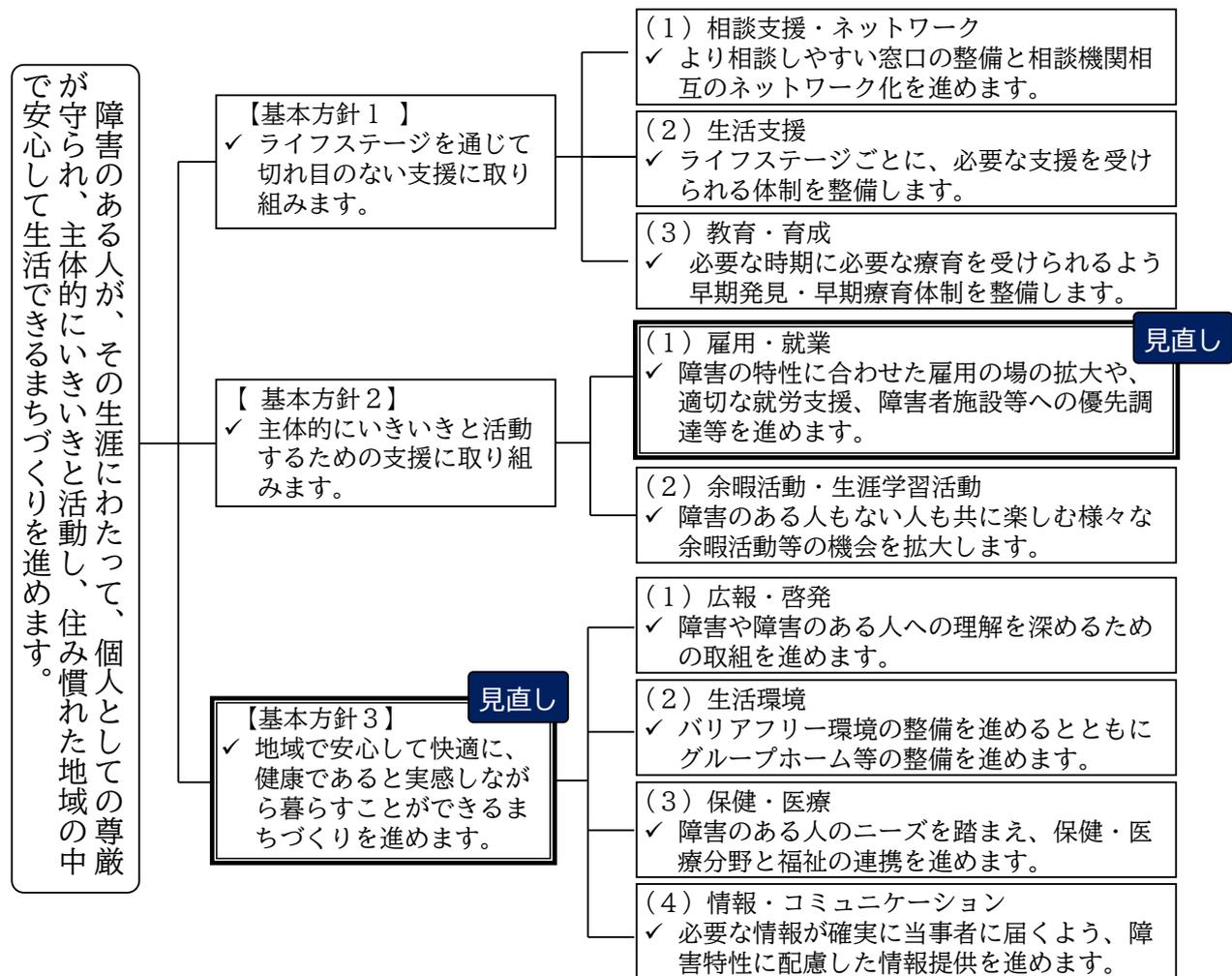
- 1 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します
- 2 障害のある人の社会参加を支援します
- 3 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 4 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します
- 5 相談支援体制を充実します

施策の方向性、施策内容を一部見直し

基本理念

基本方針

施策の方向性



目 次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 障害者基本計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画改定の流れ	3
5 障害児者の福祉に関する制度・動向	4
6 各種政策等の動向	6
(1) 西東京市「健康」応援都市の実現	6
(2) 国「第4次障害者基本計画」の策定	6
(3) 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の策定	7
(4) 国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現	7
(5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
(6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催	8
第2章 前半5年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方	9
1 計画の全体像と計画の体系	9
2 基本理念と基本方針の設定	9
3 前半5年間の計画の進捗と課題（重点推進項目の振り返り）	11
(1) 「重点推進項目1」の進捗状況と課題	11
(2) 「重点推進項目2」の進捗状況と課題	12
(3) 「重点推進項目3」の進捗状況と課題	14
(4) 「重点推進項目4」の進捗状況と課題	15
(5) 「重点推進項目5」の進捗状況と課題	17
第3章 後半5年間の計画の骨子と重点推進項目	18
1 後半5年間の計画の全体像	18
2 後半5年間の計画の基本理念と基本方針	18
3 後半5年間の計画の重点推進項目	20
第4章 施策の展開	28
1 基本方針1に関する施策	32
(1) 相談支援・ネットワーク	32
(2) 生活支援	33
(3) 教育・育成	37
2 基本方針2に関する施策	41
(1) 雇用・就業	41
(2) 余暇活動・生涯学習活動	43
3 基本方針3に関する施策	44
(1) 広報・啓発	44
(2) 生活環境	47
(3) 保健・医療	51
(4) 情報・コミュニケーション	53
第5章 障害者基本計画の着実な推進に向けて	55
1 計画の進捗状況の着実なモニタリング	55
2 障害福祉サービスの提供体制の整備	55
(1) 民間の活力の導入	55
(2) 財源の確保	55
3 市民参加の推進	55

第6章 障害福祉に関するデータ・調査結果等	56
1 障害者数等.....	56
(1) 身体障害者の状況	56
(2) 知的障害者の状況	58
(3) 精神障害者の状況	59
(4) 難病患者の状況	59
(5) 児童・生徒の状況	61
2 市内の障害者関連施設等.....	63
(1) 日中活動系サービス事業所.....	63
(2) 居住系サービス事業所	64
(3) 障害児通所サービス事業所等	65
3 アンケート調査結果	66
(1) 調査概要.....	66
(2) 調査結果の概要	67
4 ヒアリング調査結果概要.....	72
(1) 障害福祉サービス事業所	72
(2) 障害者団体・障害者支援団体	73
5 調査結果からの課題	75
(1) 社会資源や相談支援機関等に関する情報提供や周知の拡充.....	75
(2) 利用意向やニーズに対応した、障害福祉サービスの供給量と質の確保.....	75
(3) 日中活動の支援	76
(4) 障害への理解促進	76
(5) 家族や保護者の負担軽減、不安の解消.....	76

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市では、平成26年3月に、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。同計画は中間年である平成30年度に、計画の見直し（改定）を行うことを計画策定当初より予定していました。

この度、平成30年度に同計画の中間年を迎えたことから、当初予定していた通り、近年の障害者福祉に関する動向も踏まえ、計画の一部改定を行い、後半5年間の「西東京市障害者基本計画」を策定しました。

【障害者基本法 第11条第3項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

本計画では、国の「第4次障害者基本計画」、東京都「障害者・障害児施策推進計画」において示されている基本理念や考え方を踏まえ、以下の基本理念を掲げています。

【西東京障害者基本計画の基本理念】

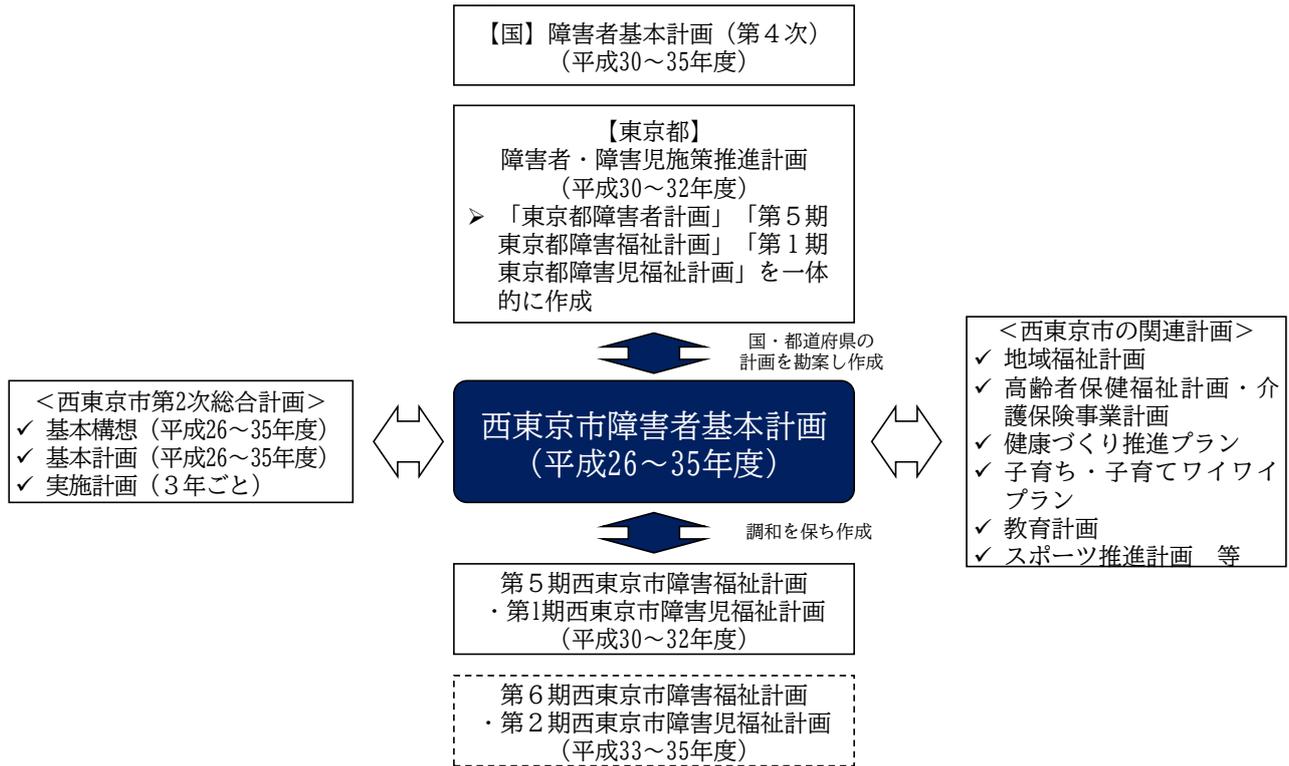
障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

2 障害者基本計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づく計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。また、障害者総合支援法に基づいて策定している「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」（平成30年度～平成32年度）とは、調和を保って作成しています。なお、平成32年度には、障害者総合支援法に基づいて、平成33年度から平成35年度までを計画期間とする「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を策定しますが、その際にも、本計画の基本的な考え方等を踏まえて改定を行う予定です。

また、本計画は、「西東京市総合計画」をはじめ、「西東京市地域福祉計画」「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康づくり推進プラン」、「子育て・子育てワイワイプラン」などの関連計画とも連携を図りながら、施策・事業を進めていきます。

◆ 障害者基本計画の位置づけ ◆



3 計画の期間

後半5年間の計画期間は、平成31年度から平成35年度までです。

◆ 障害者基本計画の計画期間 ◆

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

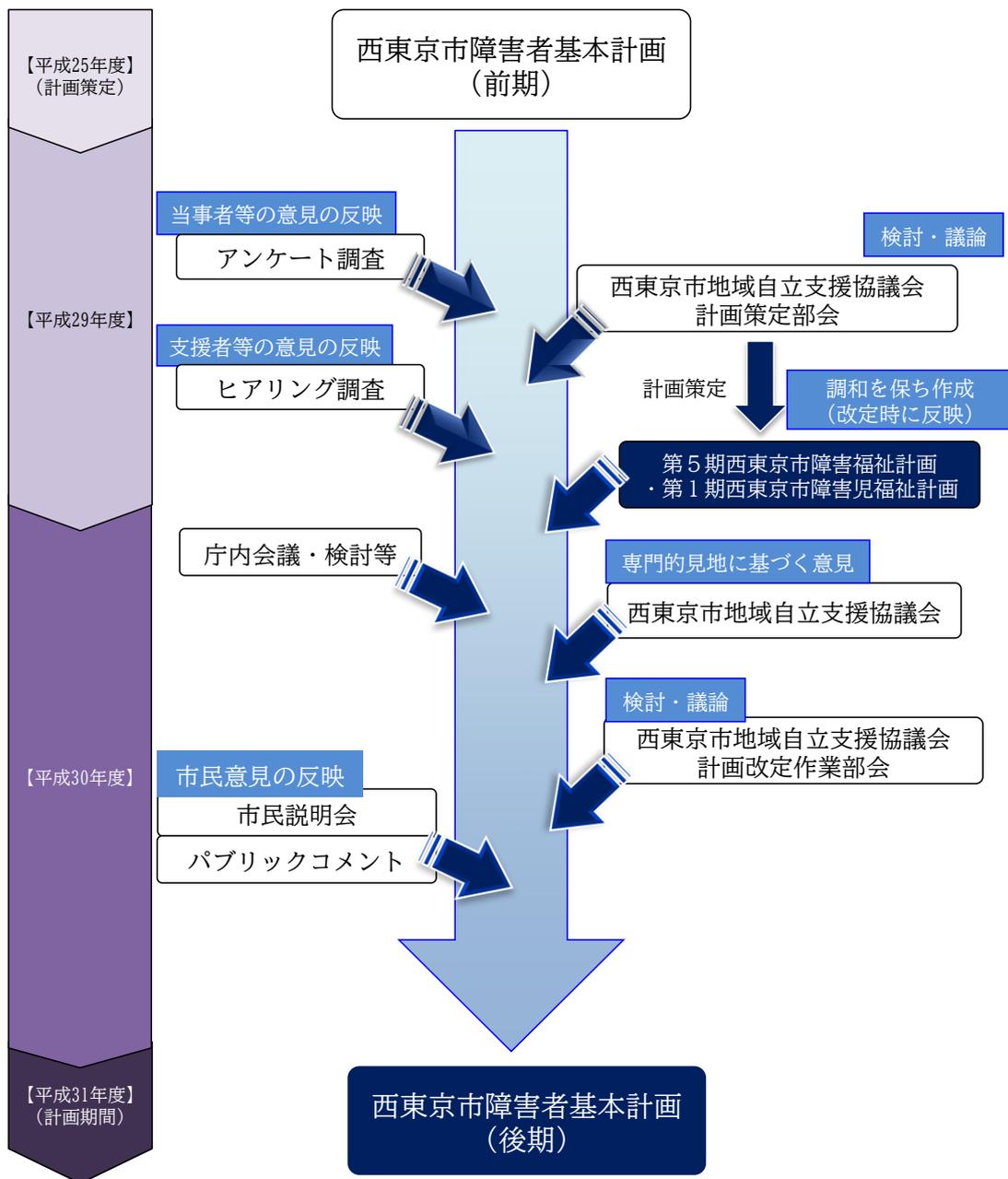


4 計画改定の流れ

計画の改定にあたっては、「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」及び市内会議等で検討を進めるとともに、「西東京市地域自立支援協議会」から専門的見地に基づくご意見をいただきました。

また、平成29年度から平成30年度にかけ、障害者（当事者）等へのアンケート調査（質問紙による調査）、障害者団体等へのヒアリング調査（聴き取りによる調査）、パブリックコメント等を実施し、当事者や支援者等を含む市民の意見を聴取し、計画に反映しました。

◆ 計画改定の流れ・検討経過 ◆



5 障害児者の福祉に関する制度・動向

近年の障害者の福祉をめぐる主な制度等の変遷は次のとおりです

● 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立・施行 ●

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

(平成 27 年 1 月施行)

● 「障害者差別解消法」の成立・施行 ●

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。

障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置）に関する環境整備の努力義務等が規定された。

(一部の附則を除き平成 28 年 4 月施行)

● 「障害者雇用促進法」の一部改正 ●

障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供が義務となる。(平成 28 年 4 月施行)

また、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える。(平成 30 年 4 月施行)

● 「発達障害者支援法」の一部改正 ●

発達障害者が日常生活を送る上での社会的障壁を取り除くため、発達障害がある子供が他の子供と一緒に教育を受けられるように配慮することや、国や都道府県が就労機会の確保、職場への定着の支援を行うこと、都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会を設置すること等が規定された。

(平成 28 年 8 月施行)

●「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正 ●

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図る。障害児支援については、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定を義務づける。

(平成30年4月施行)

6 各種政策等の動向

(1) 西東京市「健康」応援都市の実現

平成28年3月、西東京市では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案し、西東京市の実情に応じた5か年の施策の方向を示す「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この中で、基軸戦略として「『健康』応援都市の実現」を掲げています。これは、保健医療・社会経済・居住環境などの様々な分野においても、市民の健康、まち全体の健康を推進するものです。市民一人ひとりのこころやからだの健康だけでなく、社会や経済、居住や教育といった生活環境も含めた、まち全体の「健康」を達成するための、「健康」応援都市の実現を目指していきます。

(2) 国「第4次障害者基本計画」の策定

国の「第4次障害者基本計画」では、「基本理念」、「施策の基本的方向」として、以下の考え方が示されています。

◆国「第4次障害者基本計画」の「基本理念」、「施策の基本的方向」◆

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去する。
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(※)向上の視点を取り入れていく ➤ アクセシビリティに配慮した ICT 等の新技術を積極的に導入 2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援 3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進 4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

(※) 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

(3) 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の策定

東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」を目指す社会として掲げており、以下の「基本理念」、「施策目標」が示されています。

◆ 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の「基本理念」「施策目標」 ◆

基本理念	<p>I. 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人となない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。 <p>II. 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 <p>III. 障害者がいきいきと働ける社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。
施策目標	<p>I. 共生社会実現に向けた取組の推進</p> <p>II. 地域における自立生活を支える仕組みづくり</p> <p>III. 社会で生きる力を高める支援の充実</p> <p>IV. いきいきと働ける社会の実現</p> <p>V. サービスを担う人材の養成・確保</p>

(4) 国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

現状の公的福祉サービスは、「高齢者」「障害者」「子ども」といった対象者ごとに提供・運用されている状況にあり、サービスのニーズの多様化や複雑化への対応や、サービスに関する人材確保等が今後、大きな課題となることが想定されます。

これらの課題に対応していくため、国では平成28年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部を設置し、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方を転換し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合っていく「地域共生社会」を目指す姿として示しています。

「地域共生社会」の実現のためには、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民に「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みづくりや、公的な福祉サービスへのつなぎ等、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備等が必要です。本計画においても、こうした考え方を踏まえて計画の改定を行います。

(5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が平成29年2月にとりまとめた、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが挙げられています。また、国は、措置入院患者等に対する退院後の医療等の支援を継続的に行う仕組みの整備を盛り込んだ精神保健福祉法の改正を検討しています。

西東京市では、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関し、「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」において、以下の成果目標を設定しています。

◆ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する成果目標 ◆

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	✓ 保健、医療（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者）、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討します。
在院期間1年以上の長期在院者の減少	✓ 平成29年度の入院患者数から45人の減少

(6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

本計画の計画期間中には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。障害の有無にかかわらず、世界中からあらゆる人が集う大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会となりえます。

国の「第4次障害者基本計画」では、大会開催を通じて、横断的な視点である「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」（社会的障壁の除去）に向けた各種の取組をより強力に推進していくとしています。更に、関連する具体的施策として、「公共交通機関のバリアフリー化を始めとする移動しやすい環境の整備」や、障害者に配慮したまちづくり等の取組を幅広く推進していくこととしています。

東京都では、オリンピック・パラリンピック教育に関連する事業として、「障害者スポーツの体験」や「特別支援学校の児童・生徒と公立小・中・高校生との交流」といった取組が展開されます。

西東京市においても、これらの国や都による取組とも連携の上、大会を契機とし、障害や障害者に対する理解の推進や障害者スポーツの振興等を図っていきます。

第2章 前半5年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方

1 計画の全体像と計画の体系

「西東京市障害者基本計画」は、「基本理念」および3つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別の・具体的な各施策を定めています。

また、アンケート調査やヒアリング調査の結果、「西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会」での検討等より、本市が特に重点的に関連施策を推進していく「10年間の重点推進項目」として、5項目を設定しました。

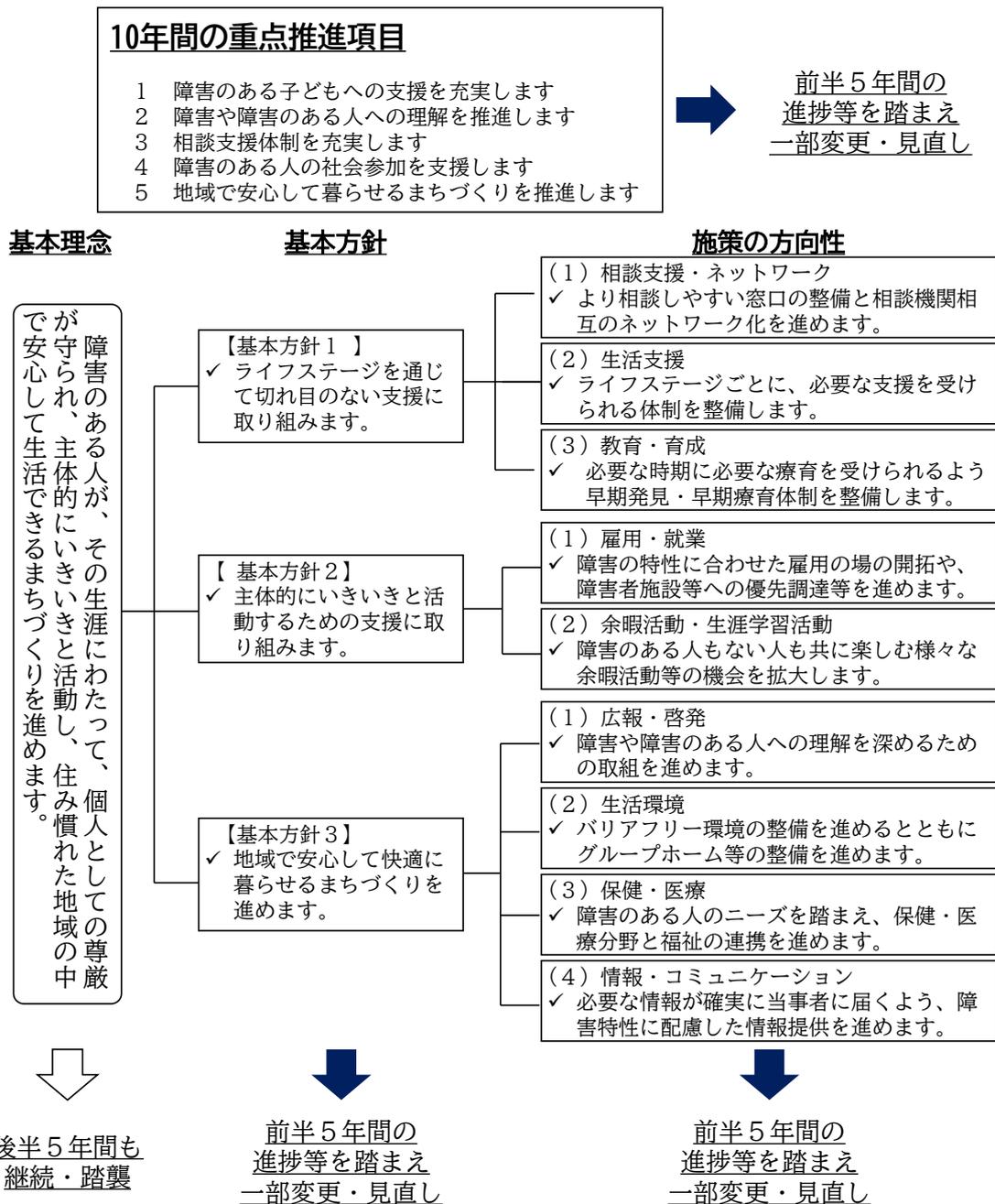
後半5年間の計画の策定においては、上記、「基本理念」、「基本方針」、「施策の方向性」及び各施策、「10年間の重点推進項目」を検証し、見直しを検討したうえで策定します。

2 基本理念と基本方針の設定

「西東京市障害者基本計画」の策定にあたっては、平成26年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会」での検討等を踏まえ、以下の「基本理念」を設定しました。また、「基本理念」を施策・取組として実現・具体化するために、3つの「基本方針」を定めました。

「基本理念」、「基本方針」は、計画年の10年間（平成26年度～平成35年度）にわたり、本市が目指していく基本的な方向性を示すものです。基本的には、後半5年間の計画においても継続して掲げていくものとしますが、近年の障害者福祉に関する動向や、西東京市の政策を踏まえ、一部見直すこととします。

◆ 計画の全体像と計画の体系 ◆



3 前半5年間の計画の進捗と課題 (重点推進項目の振り返り)

前半5年間の計画の進捗状況及び、この5年間で把握された課題等について、「重点推進項目」ごとに示しています。

(1) 「重点推進項目1」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害のある子どもへの支援を充実します

これまで本市では、障害のある子どもに対する支援として、障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることができる「早期発見・早期療育」の体制の充実や、障害のある子どもが成長過程を通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備に取り組んできました。

早期発見・早期療育体制の充実に向けては、幼稚園・保育園等への訪問による巡回相談や職員向けの公開講座の実施といった取組を進めてきました。また、障害のある子どもを持つ保護者への支援として、ペアレントトレーニングの講座の開催による子どもとの関わり方の講習や、保護者の悩みを軽減させるための取組としてペア・ピアカウンセリング等を実施しました。

一方、アンケート調査やヒアリング調査結果からは、障害のある子どもやその保護者、家族にとって、「安心して相談できる相談窓口を確保すること」、「各種支援制度や障害福祉サービス等、必要な情報が十分に得られていないこと」、「障害児の『居場所』や余暇を過ごす場所が不足していること」といった課題が残されている状況が窺えます。

【ポイント】

- ✓ 早期発見・早期療育体制の充実
 - ◇ 全数対象の乳幼児健康診査を有効に生かしつつ、その後の療育に結び付けていく体制の整備を進めた。
- ✓ 障害のある子どもを持つ保護者への支援
 - ◇ 「ペア・ピアカウンセリング」等の取組の他、就学相談や教育相談において、障害児教育の専門家や臨床心理士等による支援を行った。
- ✓ 教育・相談事業の推進
 - ◇ 「こどもの発達センター・ひいらぎ」での相談対応、幼稚園・保育園等への訪問による相談対応等を実施した。
- ✓ 障害児の放課後等の居場所の充実
 - ◇ 放課後等デイサービスの事業所数は大きく増加。今後は質の向上等が課題。

(2) 「重点推進項目2」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害や障害のある人への理解を推進します

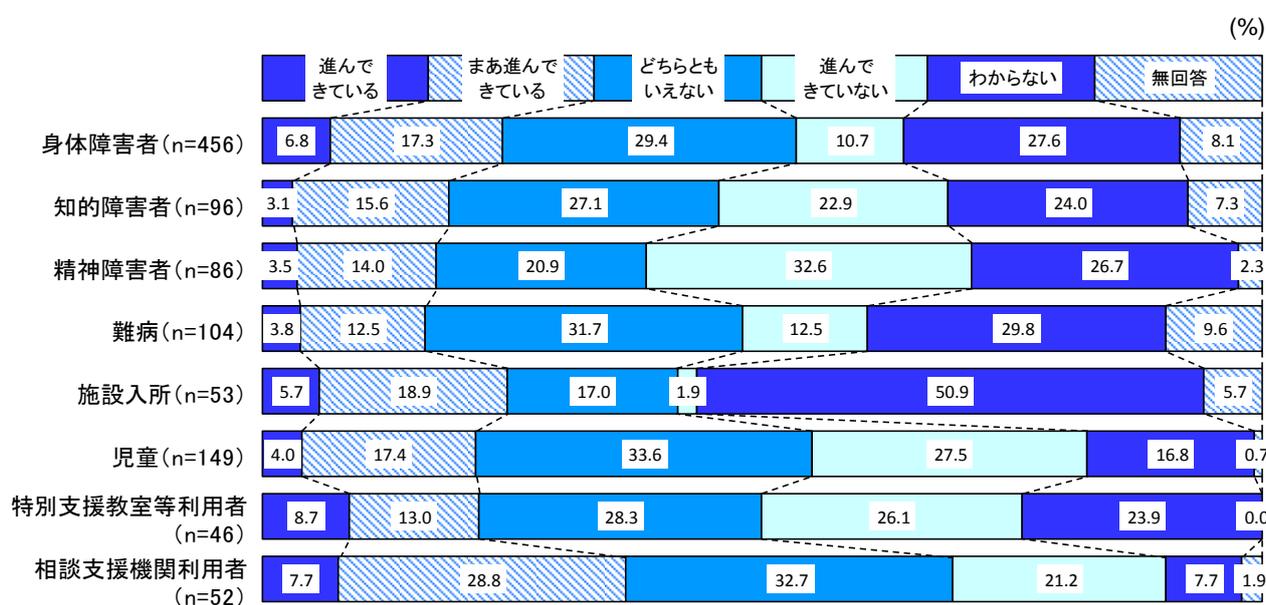
「障害者週間」に関連したイベントや、障害に関する各種の講演会等の開催により、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供してきました。

障害のある人への配慮や支援を行う「障害者サポーター」制度を創設し、市民をサポーターとして認定することや、市報等を通じた継続的な広報・啓発活動を行ってきました。加えて、平成30年度からは、市内のコンビニエンスストア等の店舗に対し、障害者サポーター養成講座の受講を働きかけ、困った時に駆け込むことができるお店を「障害者サポーターがいるお店」として、支援体制の一翼を担っていただくなど、取組を更に拡大させてきました。

また、平成30年度より、市内の中学校を訪問し、各学校の道徳の授業において障害や障害のある人への理解を深めるための啓発活動を行っています。

平成29年度に実施したアンケート調査の結果では、障害や障害者に対する理解について、「進んでいる」「まあ進んでいる」と回答した人は、身体障害者で計24.1%（前回29.8%）、知的障害者で計18.7%（前回22.4%）、精神障害者で計17.5%（前回24.2%）、難病患者で計16.3%（前回19.8%）と、各調査とも、横ばいからやや減少している状況にあり、職場や学校での生活や、日常生活のさまざまな場面で、周囲の人の理解が足りないと感じることがあるとの意見もみられます。

<アンケート調査の結果：障害や障害者への理解が進んでいると思うか>



注：「n」はアンケートの回答母数

【ポイント】

- ✓ 広報・啓発活動の継続的な実施
 - ◇ 市報や各種イベントを通じて取り組む。
- ✓ 障害者総合支援センターと地域の交流促進
 - ◇ 市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカード、ヘルプマーク、障害者差別解消法に関する普及啓発を行った。
 - ◇ 障害者週間に、アスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介、製作品の販売を行ったほか、講演会を実施した。
 - ◇ 「障害者総合支援センター・フレンドリー」において、フレンドリー祭りを開催し、各事業所、一般利用団体、地域住民との交流を図った。
- ✓ 障害のある人をサポートする仕組みの検討
 - ◇ 平成27年度より障害者サポーター養成講座を実施し、「ヘルプカード」「サポートバンダナ」の普及啓発を行った。

(3)「重点推進項目3」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

相談支援体制を充実します

西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課内に設置）及び、「相談支援センター・えぼっく」を中核的な役割を担うワンストップ型の相談窓口として位置付け、地域活動支援センターである「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ハーモニー」等の機関と連携し、相談支援体制を構築してきました。平成28年10月には「地域活動支援センター・ブルーム」を開設し、体制の拡充を図りました。

各相談機関においては、相互に連携した上で個別の事例に対応していくことが重要であるとの認識の下、関係する相談機関が参加してのケース会議の開催等による情報の共有を図りました。また、特に子どもや学齢期の児童への対応の充実のため、庁内関係課での検討委員会の開催や、各学校での「教育支援システム」の活用による情報引き継ぎを行うなど、切れ目のない相談支援体制の構築に努めてきました。

アンケート調査やヒアリング調査結果から、市の相談支援体制について望むこととして、各機関や窓口における対応力や課題解決力の向上が挙げられています。また、アンケート調査結果から、家族や親せき以外に「相談できる場所がない」と回答している人が、身体障害者と難病患者で2割以上、知的障害者と精神障害者でも15～16%いる状況にあります。

【ポイント】

✓ 相談機関相互の連携の推進

- ◇ 切れ目のない相談支援体制を構築することを目的に、庁内関係課による検討委員会を開催し、子ども相談業務において、情報共有の必要性と連携の円滑化について検討した。
- ◇ 「基幹相談支援センター」と「相談支援センター・えぼっく」において、定例的なケース会議を行い、連携強化を図った。
- ◇ 相談支援部会において、事例検討や相談支援マニュアルの作成について検討し、相談支援機関との連携強化に努めた。

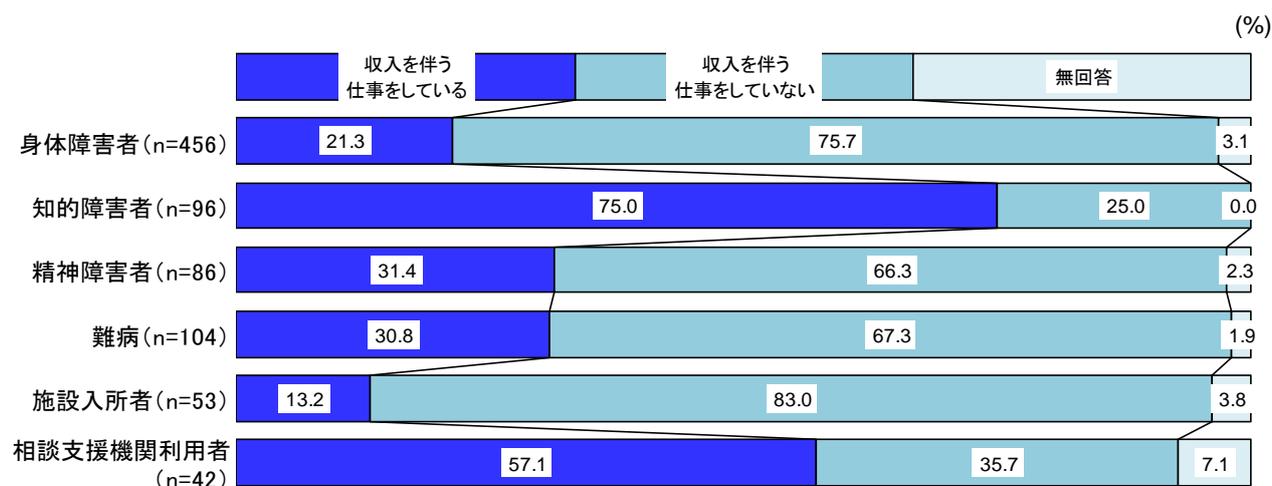
(4)「重点推進項目4」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害のある人の社会参加を支援します

平成29年度時点での障害者の就労状況（収入を伴う仕事をしている人の割合）は、身体障害者で21.3%（前回28.4%）、知的障害者で75.0%（前回77.7%）、精神障害者で31.4%（前回52.2%）、難病患者で30.8%、施設入所者で13.2%（前回18.4%）、相談支援機関利用者で57.1%でした。

<アンケート調査の結果：収入を伴う仕事をしているか>



日中活動の場の確保に関しては、活動の「選択肢」を増やすこととともに、その質的な充実も重要です。障害者に対する「選択肢」の一つとして、知的障害者の利用を中心とする「地域活動支援センター・ブルーム」が平成28年度に設置されました。

アンケート調査結果より、障害者の日中活動に関する意向は、「現在行っている活動」では、「買い物」「旅行」が各調査で高くなっています。「趣味などのサークル活動」は、身体障害者、知的障害者、児童で2割前後、「スポーツやレクリエーション」は児童、相談支援機関利用者で5割を超えています。

「今後、行いたい活動」も、「現在行っている活動」と同様の傾向がみられます。

<アンケート調査の結果:直近1年間に行った活動(複数回答)>

		(%)					
n=	買い物	選挙の投票	旅行	趣味などのサークル活動	スポーツやレクリエーション	講座や講演会などへの参加	
身体障害者	456	69.1	53.5	33.8	21.5	19.5	9.0
知的障害者	96	69.8	44.8	55.2	18.8	41.7	2.1
精神障害者	86	66.3	45.3	27.9	9.3	29.1	7.0
難病	104	65.4	59.6	34.6	13.5	21.2	12.5
施設入所者	53	81.1	15.1	58.5	7.5	45.3	1.9
児童	149	74.5	-	67.8	17.4	57.7	2.0
相談支援機関利用者	52	78.8	38.5	46.2	11.5	51.9	11.5
		地域の行事やお祭り	ボランティア活動	障害者団体の活動	その他	特に何もしていない	無回答
身体障害者		7.0	4.6	3.5	2.2	14.9	4.4
知的障害者		10.4	4.2	18.8	1.0	9.4	2.1
精神障害者		9.3	7.0	5.8	3.5	10.5	9.3
難病		6.7	6.7	1.0	1.9	10.6	2.9
施設入所者		35.8	3.8	5.7	3.8	3.8	5.7
児童		49.7	0.7	10.1	2.0	10.1	0.7
相談支援機関利用者		28.8	7.7	30.8	7.7	7.7	1.9

<アンケート調査の結果:今後、行いたい活動(複数回答)>

		(%)					
n=	スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障害者団体の活動	趣味などのサークル活動	
身体障害者	456	19.7	49.6	44.1	6.8	6.1	27.0
知的障害者	96	40.6	60.4	57.3	4.2	19.8	26.0
精神障害者	86	25.6	33.7	44.2	10.5	11.6	22.1
難病	104	28.8	58.7	45.2	7.7	1.0	22.1
施設入所者	53	39.6	64.2	71.7	5.7	1.9	13.2
児童	149	79.2	63.8	57.7	13.4	14.8	56.4
相談支援機関利用者	52	55.8	65.4	53.8	7.7	23.1	42.3
		講座や講演会などへの参加	地域の行事やお祭り	選挙の投票	その他	特に活動したくない	無回答
身体障害者		16.9	11.2	29.4	3.5	15.1	10.1
知的障害者		4.2	20.8	24.0	1.0	10.4	10.4
精神障害者		15.1	17.4	27.9	10.5	14.0	8.1
難病		17.3	8.7	35.6	4.8	13.5	5.8
施設入所者		0.0	24.5	7.5	5.7	3.8	9.4
児童		12.8	56.4	-	4.0	3.4	5.4
相談支援機関利用者		11.5	32.7	26.9	5.8	7.7	5.8

【ポイント】

- ✓ 知的障害者を主に対象とする地域活動支援センターの設置
 - ◇ 「地域活動支援センター・ブルーム」を開設（平成28年度）。
- ✓ 就労援助事業の実施
 - ◇ 障害者就労支援センター「一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行った。
 - ◇ 障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めた。

(5)「重点推進項目5」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりとして、これまで、ハード面では、建造物、道路等のバリアフリー化を進めてきたほか、防災・防犯対策を推進してきました。災害対策においては、避難行動要支援者個別計画の作成を進め、障害特性等に配慮した災害対策に取り組んできました。また、地域における居住の場として、民間法人によるグループホーム等設置の誘致に取り組んだことで、グループホームの数は増加傾向にあります（平成30年時点、市内に37ユニット）。

ソフト面では、「障害者虐待防止センター」での対応や、イベント等での啓発活動による虐待の防止、権利擁護制度や成年後見制度の活用支援に取り組んできました。

一方で、アンケート調査やヒアリング調査結果から、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なことや、不安に感じていることとして、様々な課題が挙げられており、今後、対応を検討していく必要があります。

【ポイント】

- ✓ 障害者虐待防止センター機能の充実
 - ◇ 障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や、虐待の未然の防止に努めた。
 - ◇ 虐待防止に関するイベントを実施し、市民まつりにおいて啓発活動を行った。
- ✓ 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
 - ◇ 権利擁護センターでは、申立ての手続支援を行うなどとともに、講演会の開催や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めた。
- ✓ グループホーム等の整備
 - ◇ 社会福祉法人等による設置に協力、事業者の誘致等を行った。
- ✓ 災害時要支援者避難支援プランの作成
 - ◇ 避難行動要支援者を対象とし、避難行動要支援者個別計画の作成を進めた。
 - ◇ 防災知識の普及啓発のために、多くの市民を対象に防災講話を実施した。
- ✓ その他、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なこと
 - ◇ 地域で暮らしていくには、地域の理解が何よりも重要。
 - ◇ 障害者の視点を意識した防災や災害対策の充実。
 - ◇ 障害のある人が65歳を迎える際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズに移行する体制の構築。

第3章 後半5年間の計画の骨子と重点推進項目

1 後半5年間の計画の全体像

後半5年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半5年間の計画と同様に、「基本理念」および3つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別の・具体的な各施策を定めました。各施策は、計画改定作業部会での検討や、担当課による取組状況等を踏まえ、一部を見直しました。

また、「10年間の重点推進項目」として掲げた5項目は、進捗状況や計画改定作業部会での検討を踏まえ、一部を見直し、次ページ以降に掲げる5項目を新たに設定しました。

2 後半5年間の計画の基本理念と基本方針

後半5年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半5年間の計画の進捗状況や「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」における検討状況、また国が示す「地域包括ケアシステムの構築」及び、西東京市が掲げる「『健康』応援都市の実現」といった政策を計画全般に反映させていきます。

西東京市では「健康」の概念を広くとらえ、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、「健康」応援都市の実現をめざしています。

後半5年間の計画の基本理念と基本方針は、前半5年間の計画で掲げた基本理念と基本方針を基に、こうした考え方を踏まえ、以下の通り設定します。

◆ 後半5年間の計画の基本理念と3つの基本方針 ◆

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本方針2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

基本方針3

地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

見直し

◆ 後半5年間の計画の全体像 ◆

一部見直し

5年間の重点推進項目

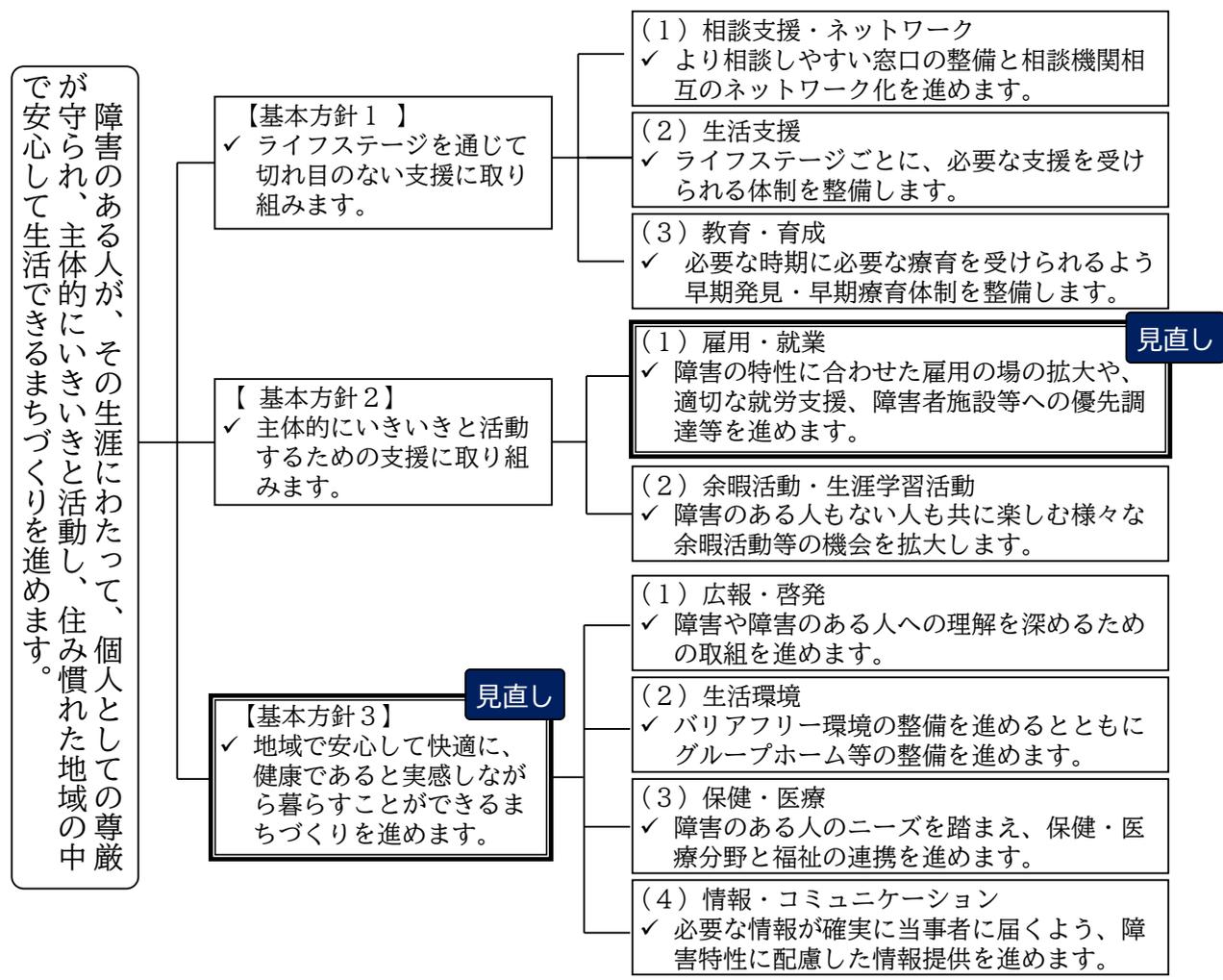
- 1 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します
- 2 障害のある人の社会参加を支援します
- 3 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 4 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します
- 5 相談支援体制を充実します

施策の方向性、施策内容を一部見直し

基本理念

基本方針

施策の方向性



3 後半5年間の計画の重点推進項目

前半5年間における各施策の進捗状況や、平成29年度に実施したアンケート調査、ヒアリング調査の結果、平成30年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」における検討等を踏まえ、次の5つの項目を重点推進項目として設定しました。

今後、後半5年間の計画期間である平成31年度から平成35年度の5年間において、重点的に関連施策を推進していきます。

重点推進項目1

障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します

障害のある人もない人も、学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う、「共生社会」の実現を目指します。誰もが安全安心に暮らしていけるように、日常生活や様々な機会を通じて、地域住民の障害や障害のある人への理解や、その合理的配慮に関する理解、啓発活動に力を入れていきます。

これまでに実施してきた、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していくとともに、障害福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、行事や催しにおけるボランティア体験等の取組の推進や、障害者や障害への理解促進につながる取組を一体となり行っていきます。

このほか、近年、認知が進んでいるものの比較的新しい考え方である、「大人の発達障害」について、認識や理解を広め、学校や職場等、日常生活において生きづらさを感じつつ過ごしている人を少しでも少なくしていくよう努めていきます。

理解や啓発に向けた具体的な方策としては、これまでに実施してきた取組に加え、より小規模の、地域に根差した交流の場を設けることや、学校教育と連携した上で、小中学校等での講座や理解に向けた取組の実施を検討するなど、障害や障害者に対する理解を今まで以上に広めていくために、継続的な取組を行っていきます。

また、障害の有無に関わらず、子どもがともに成長できるよう、市の子育て支援施策とも連携し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。障害に対する理解や啓発においては、幼少期における体験も重要であることから、障害のある子どもと障害のない子どもの交流の活発化も目指します。学齢期においては、担当課と連携の上、副籍制度の活用を推進していくなどの方策を検討していきます。

市独自の普及啓発の取組として実施している「障害者サポーター養成講座」は、平成30年度で6年目を迎えています。養成講座の実施等を通じ、障害者に対する「ちょっとした配慮や支援」を積極的に行うサポーターを今後も継続的に増やしていくとともに、サポーターとなった人に対するフォローアップを充実させていきます。

関連施策

- 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実 【3-(1)-1】
- 障害者団体の交流機会の活用 【3-(1)-3】
- 障害者総合支援センターと地域の交流促進 【3-(1)-4】
- 障害のある人をサポートする仕組みの検討 【3-(1)-11】

※ 施策のあとの番号は、施策の進捗管理を的確に行うために施策ごとにつけた番号です。

重点推進項目2

障害のある人の社会参加を支援します

就労の他、日中活動への参加といった、更なる社会参加を支援していくとともに、障害のある人が、それぞれの知識・スキルを活かして、地域の中で活躍できるまちをめざします。

就労に関する支援は、一般就労の拡大に向けた支援と共に、障害者就労施設における工賃の向上等引き続き取り組みます。

一般就労の拡大に向けては、まず市内の事業所等における障害者雇用状況の現状把握に努めます。その上で、障害者雇用に意欲のある民間企業との連携により、障害者の能力を考慮した、多様な働き方・勤務形態の雇用の確保に取り組みます。

一般就労の拡大に向けては、福祉的就労から一般就労への移行の促進、一般就労後の職場定着が課題となっています。一般就労への移行・定着の促進のため、ジョブコーチが職場に訪問することの他、新たな障害福祉サービスである「就労定着支援」を展開する事業者との連携による、安定して働くための定期的なフォローアップ等に取り組みます。

就労に限らず、日中活動への参加については、今後も文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続していきます。この中で、スポーツに関しては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた障害者スポーツの振興の視点だけでなく、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、スポーツ活動への支援の充実など、地域で障害のある人が活躍できる機会・場づくりの推進を図っていきます。

関連施策

- 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置 【1-(2)-1】
- 就労援助事業の実施 【2-(1)-1】
- 就労機会の拡大 【2-(1)-2】
- 授産製品の販路拡大 【2-(1)-6】
- 障害者施設等への優先購入（調達）の推進 【2-(1)-7】
- 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致 【2-(1)-9】

重点推進項目3

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある方が住み慣れた地域で、いつまでも心身共に健康で、安心して暮らし続けていくためには、まず住まいの確保は最重要であるとの考え方にに基づき、また、親亡き後を見据えた居住の場の整備などの観点からも、今後も引き続きグループホームの設置、開設に向けた取組を進めていきます。また、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」では、平成32年度末までに、「地域生活支援拠点等」（障害者の地域での居住支援のための機能の集約を行う拠点）を整備することを目標としています。整備を進めることで、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

障害者が安心して暮らせる地域やまちづくりの実現には、出発点として、重点推進項目の2でも掲げている「障害や障害者への理解の推進・深化」が重要です。その上で、居住の場の確保・充実や、災害対策の更なる充実に向けて引き続き取り組みます。

このほか、障害者が安全に、安心して生活できる住環境や、移動しやすい環境を整備し、利用しやすさに配慮した施設等を普及促進することで、障害者の生活環境における社会的障壁を取り除き、地域における、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさといった、様々な分野における「アクセシビリティ」を高めていきます。

障害者に対する虐待を未然に防ぎ、早期発見と迅速な対応を図るため、その啓発活動及び障害者虐待防止センター（障害福祉課内に設置）の広報活動を、他の施策に関する活動及び広報と連携して行っていきます。

成年後見制度については、現在は「あんしん西東京」で活用に関する相談を受けているほか、東京都で取り組む後見人等候補者養成事業に基づき、講習会や実習により後見人に就任するための研修を実施しているところです。今後、より一層の活用支援に向け、制度や、相談機関の周知活動等に引き続き取り組みます。

ハード面の取組として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や東京都福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくりを進めていきます。

関連施策

- 障害者虐待防止センター機能の充実 【3-(1)-6】
- 権利擁護センター・あんしん西東京との連携 【3-(1)-7】
- グループホーム等の整備 【3-(2)-1】
- 人にやさしいまちづくりの推進 【3-(2)-2】
- 災害時要援護者避難支援プランの作成 【3-(2)-16】

重点推進項目4

障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します

障害のある人やその家族に対し、どの世代においても障害や世代に応じた必要な支援が受けられるように、切れ目のない支援体制の構築を進めていきます。

障害のある子どもへの支援については、これまでに推進してきた、「早期発見・早期療育」を中心とした各種支援策を引き続き行っていきます。

加えて、保護者・家族への支援について、より重点的に取り組みます。特に、医療的ケアが必要な障害児について、その在宅生活においては、必要な福祉サービスが受けにくいことや、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が決して十分ではないこと等から家庭に大きな負担がかかっていることから、保護者や家族がレスパイト（休息や小休止）を行えるよう環境を整えていきます。

また、発達障害の可能性が考えられる児童については、保護者が相談機関の利用に消極的になってしまうこと等により、支援につながりにくい状況も一部、見受けられます。保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター・TOSCAと連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。

障害のある児童・生徒の学校生活における課題等については、学校や、教育委員会と連携しながら対応してまいります。

障害福祉サービスの利用に関しては、65歳を迎えた障害者が障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際に、スムーズに移行できる体制の構築に務めます。「基幹相談支援センター」と「地域包括支援センター」の連携強化による情報共有や、互いの職員のスキルアップに向けた取り組みを行うほか、ケアマネジャーを中心に、対象となる人の移行に向けた対応を丁寧に行っていきます。

高次脳機能障害の疑いのある人や、若年性認知症の疑いのある人については、まず都内に2カ所ある相談支援機関（若年性認知症総合支援センター、多摩若年性認知症総合支援センター）の啓発に努めたうえで、高齢福祉等の関連部署とも連携し、早期発見・早期診断に向けた体制を整えていきます。

関連施策

- 早期発見・早期療育体制の充実 【1-(3)-1】
- 障害のある子どもを持つ保護者への支援 【1-(3)-2】
- 療育・教育相談事業の推進 【1-(3)-4】
- 障害児の放課後等の居場所の充実 【1-(3)-14】

重点推進項目5

相談支援体制を充実します

引き続き各相談支援機関の認知・浸透を図り、支援を必要とする人が適切な相談支援機関を確保できるよう、努めていきます。加えて、ワンストップ型の相談窓口機能の充実等、地域における相談支援体制の底上げを図ります。

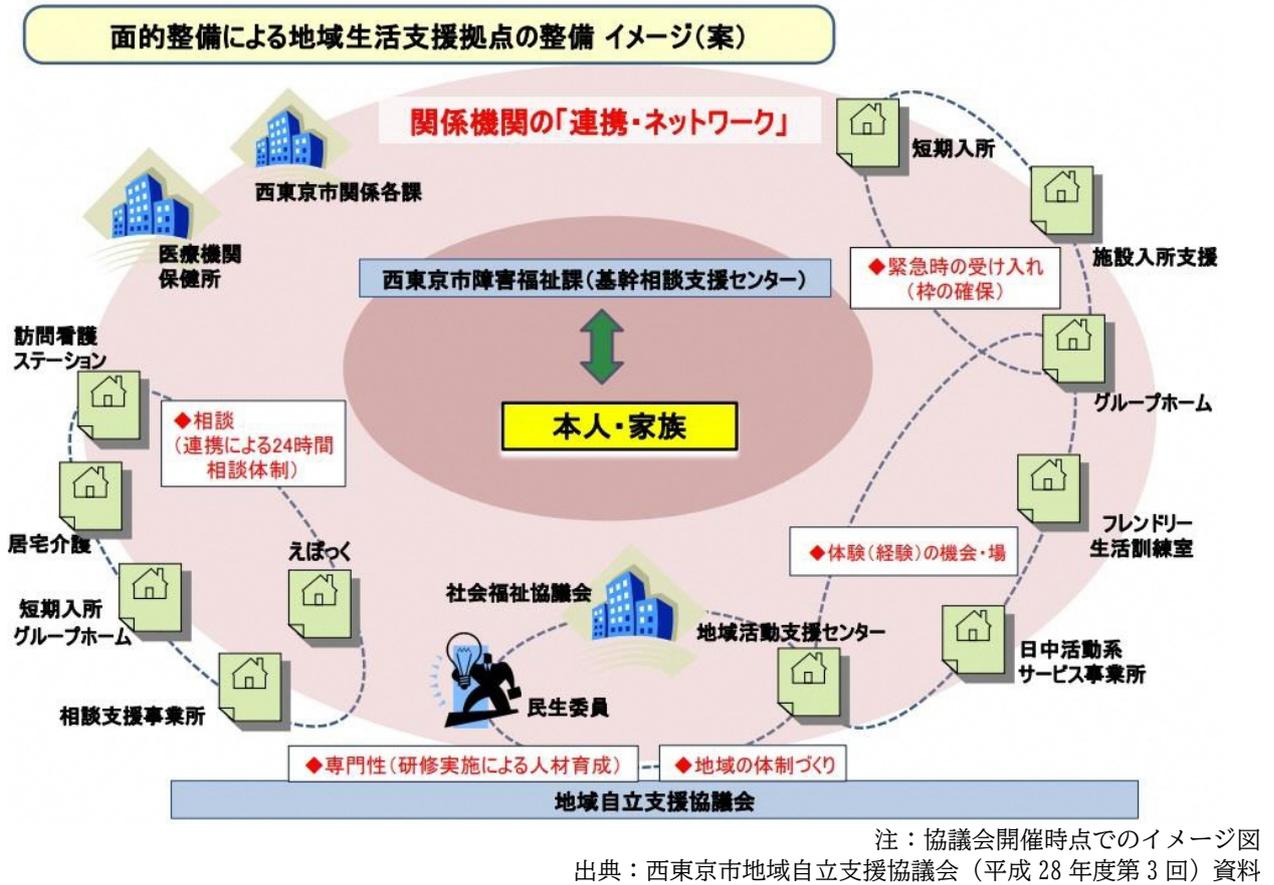
地域全体での相談支援体制の構築は、「地域生活支援拠点等」の整備においても、重要な考え方の一つとされています。西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課）とともに、「相談支援センター・えぽっく」をワンストップ型の相談窓口として位置づけてきました。「えぽっく」については、今後の基幹相談支援センター化を見据え、困難事例への対応等により、基幹相談支援センターとしての対応手法等の実践を通じ、相談支援体制の底上げを図ります。そのうえで、「基幹相談支援センター」と「えぽっく」の役割分担を含めた、地域全体の相談支援体制のあり方をより具体的に検討し、「地域生活支援拠点等」の整備を行う、平成32年度末までに整備することを目標とします。

地域活動支援センターでは、各種申請等の手続支援、障害サービスの案内、作業所や日中居所の相談、日常生活のフォロー、サービス調整等、一般相談、同行支援、訪問支援の充実を、人的配置の課題を整理しながら検討します。

また、個別の相談内容に対する対応力の強化に向け、相談員のスキルアップに加え、地域全体の社会資源を広く充実させていきます。加えて、相談支援機関や市の関係部署との連携をより一層図り、情報の一元・共有化等を進めていきます。

関連施策

-
- 相談機関相互の連携の推進 【1-(1)-1】
 - 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実 【1-(1)-2】
-



第4章 施策の展開

基本理念	基本方針	施策の方向
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針1に関する施策</p> <p>～ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～</p>	<p>(1) 相談支援・ネットワーク [より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。]</p>
		<p>(2) 生活支援 [ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。]</p>
		<p>(3) 教育・育成 [必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。]</p>
		<p>基本方針2に関する施策</p> <p>～主体的にいいきと活動するための支援に取り組みます。～</p>
	<p>(2) 余暇活動・生涯学習活動 [障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。]</p>	

事業グループ	具体的な施策
① 相談支援体制の充実	1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進
	1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実
	1-(1)-3 当事者等による身近な相談活動への支援
	1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実
① 福祉サービスの充実	1-(2)-1 レスパイトや緊急一時保護を行う事業所の誘致
	1-(2)-2 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握
	1-(2)-3 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-4 発達障害者（児）に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-5 障害のある人の家族に対する支援
	1-(2)-6 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保
	1-(2)-7 専門的人材の育成
② サービスの質の確保・向上	1-(2)-8 民間事業所のサービス体制の向上に向けた支援
	1-(2)-9 サービス事業者に対する第三者評価
③ 障害者福祉基盤の整備	1-(2)-10 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進
	1-(2)-11 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応
	1-(2)-12 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致
④ 地域における支援体制の整備	1-(2)-13 ほっとするまちネットワークシステムの充実
	1-(2)-14 地域で活動している組織や団体への支援の充実
	1-(2)-15 地域資源の活用
	1-(2)-16 ヘルプカードの活用
① 障害児の育ちを支える体制の整備	1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実
	1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援
	1-(3)-3 子ども総合支援センターの充実
	1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進
	1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援
	1-(3)-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施
	1-(3)-7 中等度難聴児発達支援事業の実施
	1-(3)-8 こどもの発達センター・ひいらぎ、分室ひよっこ事業の推進
② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1-(3)-9 特別支援学級の整備
	1-(3)-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実
	1-(3)-11 学校入学前後の支援の継続に関する取組みの充実
	1-(3)-12 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制
	1-(3)-13 介助員制度の実施
③ 放課後等の居場所の充実	1-(3)-14 障害児の放課後等の居場所の充実
① 適性や能力に応じた就労の場の確保	2-(1)-1 就労援助事業の実施
	2-(1)-2 就労機会の拡大
	2-(1)-3 市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実
	2-(1)-4 市における雇用拡大
	2-(1)-5 障害特性に合わせた雇用の場の開拓の検討
② 授産製品の販路拡大	2-(1)-6 授産製品の販路拡大
	2-(1)-7 障害者施設等への優先購入（調達）の推進
③ 就労訓練等の実施	2-(1)-8 就労訓練の実施
	2-(1)-9 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致
	2-(1)-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上
① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-1 生涯学習の推進
	2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実
	2-(2)-3 障害者スポーツ支援事業の実施
	2-(2)-4 図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実

基本理念	基本方針	施策の方向
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針2に関する施策</p>	<p>(2) 余暇活動・生涯学習活動</p>
	<p>基本方針3に関する施策</p> <p>～地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。～</p>	<p>(1) 広報・啓発 [障害や障害のある人への理解を深めるための取組みを進めます。]</p>
		<p>(2) 生活環境 [バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。]</p>
		<p>(3) 保健・医療 [障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉との連携を進めます。]</p>
<p>(4) 情報・コミュニケーション [必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。]</p>		

事業グループ	具体的な施策
① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-5 公民館における障害者学級の実施
	2-(2)-6 ゲストティーチャーや講師としての活用
① 障害や障害のある人への理解の推進	3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実
	3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進
	3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用
	3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進
	3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進
② 権利擁護体制の活用	3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実
	3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
	3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進
	3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用
③ ボランティア活動の推進	3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用
	3-(1)-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討
	3-(1)-12 ボランティアの育成支援
① 地域における生活基盤の整備	3-(2)-1 グループホーム等の整備
	3-(2)-2 人にやさしいまちづくりの推進
② 人にやさしいまちづくりの推進	3-(2)-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
	3-(2)-4 歩行環境の整備
	3-(2)-5 障害者専用駐車スペースの確保
	3-(2)-6 学校施設のバリアフリー化の推進
	3-(2)-7 市民への正しい情報提供、意識啓発の推進
	3-(2)-8 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導
	3-(2)-9 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討
	3-(2)-10 移送サービスの推進
③ 外出の支援	3-(2)-11 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成
	3-(2)-12 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付
	3-(2)-13 身体障害者補助犬法の周知
	3-(2)-14 緊急メール配信サービスの活用
	3-(2)-15 災害時要援護者避難支援プランの作成
④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実	3-(2)-16 訓練の充実
	3-(2)-17 社会福祉施設等と地域の連携
	3-(2)-18 緊急時の医療等の体制の整備
	3-(2)-19 害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保
	3-(2)-20 質商法などの被害の防止
	3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致
① 保健・医療体制の充実	3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及
	3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開
	3-(3)-4 在宅歯科診療の充実
	3-(3)-5 健康診査の情報提供
	3-(3)-6 精神保健・医療の充実
	3-(3)-7 医療費の助成
② 医療費の助成	3-(3)-7 医療費の助成
① 情報提供体制の充実	3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用
	3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供
	3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上
② コミュニケーション体制の充実	3-(4)-4 市役所における窓口対応方法の検討
	3-(4)-5 市役所における手話通訳者の設置
	3-(4)-6 手話通訳者・要約筆記者の派遣
	3-(4)-7 身体障害者電話使用料等の助成
	3-(4)-8 郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度（投票における配慮）

1 基本方針1に関する施策

(1) 相談支援・ネットワーク

～ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。 ～

① 相談支援体制の充実

施策名	内 容	担当課
1-(1)-1 相談機関相互の 連携の推進	<p>障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。</p> <p>また、個人情報取り扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。</p>	健康課 障害福祉課 子育て支援課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育指導課 教育支援課
1-(1)-2 地域活動支援センターにおける 相談支援体制の 充実	<p>現在市内に設置されている地域活動支援センターである「支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ブルーム」における相談の充実に努めるとともに、相談支援部会を通じて、相談支援機関との連携を進め、一層の相談支援体制の充実に努めます。</p>	障害福祉課
1-(1)-3 当事者等による 身近な相談活動 への支援	<p>障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行います。</p> <p>具体的には、障害のある人自身が相談相手となる身体障害者相談員・知的障害者相談員や、障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となるペア・ピアカウンセリング等について、引き続き実施するとともに東京都のペアレントメンター養成事業を活用します。</p>	障害福祉課
1-(1)-4 民生委員・児童 委員の相談活動 の充実	<p>生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実に努めます。</p>	生活福祉課

(2) 生活支援

① 福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
1-(2)-1 レスパイトや緊急一時保護を行う事業所の誘致	レスパイトや緊急時対応が可能な事業所（短期入所、施設緊急一時保護等）の確保に向け、民間法人の誘致を検討します。	障害福祉課
1-(2)-2 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握	新たに福祉サービスの対象となった難病患者に対するサービス提供体制の確保のため、平成 29 年度に実施したアンケート調査においては、難病患者を対象としたアンケート調査も行い、福祉サービス等のニーズの把握に務めました。今後も同様に、難病患者も対象とし、調査の実施及びニーズの把握を行います。	障害福祉課
1-(2)-3 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施	「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備については引き続き検討を進めます。	障害福祉課
1-(2)-4 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成 30 年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達支援センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18 歳以上の発達障害者については、「障害者相談支援センター・えぼっく」、「支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一步」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	障害福祉課 健康課 保育課 教育支援課
1-(2)-5 障害のある人の家族に対する支援	障害のある人の家族の高齢化により発生するサービスのニーズを見据え、包括的相談支援体制の構築、アクセシビリティ向上の視点を取り入れた障害のある人の家族に対する支援を継続します。	障害福祉課

施策名	内 容	担当課
1-(2)-6 地元の大学等、 教育機関と連携 した福祉人材の 育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受け入れや、市や市内で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	生活福祉課
1-(2)-7 専門的人材の育 成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 なお、「障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	障害福祉課 生活福祉課

② サービスの質の確保・向上

施策名	内 容	担当課
1-(2)-8 民間事業所のサ ービス提供体制 の向上に向けた 支援	民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めます。	障害福祉課
1-(2)-9 サービス事業者 に対する第三者 評価	利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、東京都と協力し、サービス事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。	障害福祉課

③ 障害者福祉基盤の整備

施策名	内 容	担当課
1-(2)-10 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障害福祉課 子育て支援課 協働コミュニティ課 教育支援課
1-(2)-11 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。	障害福祉課 高齢者支援課
1-(2)-12 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	若年の身体障害者や、介護保険の第2号被保険者のニーズの把握に努め、それぞれに合致したサービスを提供するため、高齢者支援課とも連携しながら、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を検討します。	障害福祉課

④ 地域における支援体制の整備

施策名	内 容	担当課
1-(2)-13 ほっとするまち ネットワークシ ステムの充実	市内4圏域すべてに1人ずつ配置している地域福祉コーディネーターを調整役として、地域福祉を推進する「ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット）」を発展的に充実させ、地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	生活福祉課
1-(2)-14 地域で活動して いる組織や団体 への支援の充実	協働のまちづくりをより一層推進するために、NPO等市民活動団体向けの講座を開催や、NPO市民フェスティバルや「ゆめこらぼ通信」、ゆめこらぼホームページなどの様々な手法を使ったNPO等市民活動団体の活動のPRを行い、地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組みます。	協働コミュニ ティ課
1-(2)-15 地域資源の活用	<p>障害のある人の地域生活における課題の把握に努め、地域資源を活用しながら、解決に向けた取組を推進します。また、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など幅広い公共施設の活用を視野に入れ、関係部局との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大に向けて検討します。</p> <p>更に、東京都が運営する福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の広報活動に努め、地域の福祉人材の確保を図ります。</p>	障害福祉課
1-(2)-16 ヘルプカードの 活用	援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードである「ヘルプカード」の配布を実施する。また、養成講座の開催に加え、市内の団体、学校等への普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人をサポートする体制の検討を行います。	障害福祉課

(3) 教育・育成

① 障害児の育ちを支える体制の整備

施策名	内 容	担当課
1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実	<p>障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課、保育園・幼稚園、ひいらぎ、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。</p> <p>なお、早期発見・早期療育の充実のため、療育段階において施設等の待機児が出ないよう、児童発達支援センター機能の導入の検討を含め、受入施設の充実に努めます。</p>	健康課 保育課 子育て支援課 教育支援課
1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援	<p>障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修も行います。</p>	障害福祉課 健康課 教育支援課
1-(3)-3 子ども総合支援センターの充実	<p>「子ども総合支援センター」の機能を充実させるとともに、障害のある、なしにかかわらず、親子や多様な年齢の人が集う場所とし、市民の子育てボランティアや地域団体、関係機関と協力し、ネットワークづくりを進めます。</p>	子ども家庭支援センター 健康課
1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進	<p>「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に心配のある就学前の子どもについて、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談や、通園、外来療育を行い、平成23年4月から発達支援コーディネーターを設置しています。</p> <p>「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、子どもや保護者のカウンセリングを行っています。</p>	健康課 教育支援課
1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援	<p>「こどもの発達センターひいらぎ」を利用する児童の保護者に対し、個別面談等の機会に幼稚園、保育園入園に関する相談や情報提供を行っている。また、入園に際しては、園への訪問支援はじめ、園、保護者、ひいらぎでの情報共有に努めます。</p>	健康課

施策名	内 容	担当課
<p>1-(3)-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施</p>	<p>ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。</p>	<p>教育支援課 健康課</p>
<p>1-(3)-7 中等度難聴児発達支援事業の実施</p>	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業の実施を検討します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>1-(3)-8 こどもの発達センター・ひいらぎ、分室ひよっこ事業の推進</p>	<p>「子ども総合支援センター」において、成長や発達に心配のある未就学期の子どもを対象に、グループ療育や課題学習、外来療育を実施しています。平成30年度には、分室ひよっこ事業を整理し、こどもの発達センターひいらぎに統合しました。今後は、発達支援コーディネーターの増員を図り、療育事業、訪問事業の充実に努めます。</p>	<p>健康課</p>

② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

施策名	内 容	担当課
1-(3)-9 特別支援学級の整備	<p>これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、平成34年4月にひばりが丘中学校（(仮称)第10中学校）に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。</p>	教育企画課 学校運営課 教育指導課 教育支援課
1-(3)-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実	<p>特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に資する指導・助言及び教員研修を実施します。</p>	教育指導課 教育支援課
1-(3)-11 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	<p>心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>また、子どもや保護者にとっての身近な在籍校においても、教育相談機能が充実するよう、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて支援していきます。</p> <p>就学相談においては、適切な就学の推進を図るため、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえて、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。更に、障害福祉課との連携をもとに、学校との情報共有を深め、相談体制の充実を図ります。</p>	教育支援課

施策名	内 容	担当課
1-(3)-12 学校入学前後の 支援の継続に関 する取組みの充 実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立っています。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	教育支援課 健康課 子育て支援課 保育課 児童青少年課
1-(3)-13 介助員制度の実 施	通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。	教育企画課

③ 放課後等の居場所の充実

施策名	内 容	担当課
1-(3)-14 障害児の放課後 等の居場所の充 実	事業所を運営する民間法人の誘致、既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を行います。また、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受け入れ等、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の充実を目指します。	障害福祉課

2 基本方針2に関する施策

～ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます ～

(1) 雇用・就業

① 適性や能力に応じた就労の場の確保

施策名	内 容	担当課
2-(1)-1 就労援助事業の 実施	<p>「障害者就労支援センター・一步」に就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域開拓コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。</p> <p>また、公共職業安定所（ハローワーク）、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、障害福祉サービス事業所等の関係機関による地域における就労支援ネットワークの整備を図ります。</p>	障害福祉課
2-(1)-2 就労機会の拡大	<p>特別支援学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働きつづけられるよう、障害者雇用にも努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。</p>	障害福祉課
2-(1)-3 市内事業者への 広報・啓発及び 情報提供の充実	<p>障害者雇用にかかわる市内事業者に対して、トライアル雇用や職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用、各種助成金など、各種就業支援策についての案内を、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に行っていきます。</p>	障害福祉課
2-(1)-4 市における雇用 拡大	<p>市は雇用者として障害者雇用を進める立場でもあることから、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。</p>	職員課
2-(1)-5 障害特性に合わ せた雇用の場の 開拓の検討	<p>障害の特性に合わせた多様な雇用パターンの開拓に向け、市内の障害者雇用企業・事業所の調査を行います。</p> <p>また、職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。</p>	障害福祉課

② 授産製品の販路拡大

施策名	内 容	担当課
2-(1)-6 授産製品の販路 拡大	障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの参画機会の拡大、充実を図ります。また、販路拡大に有効な方策について、関係各所と情報交換、連携するなど検討を進めます。	障害福祉課
2-(1)-7 障害者施設等へ の優先購入（調 達）の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。	障害福祉課 契約課

③ 就労訓練等の実施

施策名	内 容	担当課
2-(1)-8 就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入れ部署、受入れ人数等の拡大に努めていきます。	障害福祉課 職員課
2-(1)-9 就労継続支援A 型事業所や就労 移行支援事業所 の誘致	現在、市内には就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が不足しているため、事業所の新規参入、既存の事業所の状況把握を行うとともに、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の誘致を進めます。	障害福祉課
2-(1)-10 市内の就労系障 害福祉サービス 事業所での工賃 水準の向上	市内にある就労継続支援B型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進に向けた支援を行います。	障害福祉課

(2) 余暇活動・生涯学習活動

① 余暇活動・生涯学習活動の充実

施策名	内 容	担当課
2-(2)-1 生涯学習の推進	障害のある、なしにかかわらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。	社会教育課 関係各課
2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実	障害のある人のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取組を推進するとともに、スポーツボランティアや障害者スポーツを支える人材の発掘・育成などに取り組んでいきます。	スポーツ振興課
2-(2)-3 障害者スポーツ支援事業の実施	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に努めるとともに、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。また、オリンピック・パラリンピック開催後も、継続した取組が進められるよう、障害のある人のスポーツの機会の充実に向けた検討を図っていきます。	障害福祉課
2-(2)-4 図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実	引き続き市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本や LL ブックの貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配協力員を活用した宅配サービスの拡充と、マルチメディアデイジーの提供に取り組んでいきます。	図書館
2-(2)-5 公民館における障害者学級の実施	障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、数々の体験活動を行います。地域住民との交流、連携を図る知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を実施します。すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるように学習機会を提供します。	公民館
2-(2)-6 ゲストティーチャーや講師としての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	障害福祉課 社会教育課

3 基本方針3に関する施策

～ 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます ～

(1) 広報・啓発

① 障害や障害のある人への理解の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるほか、障害者週間（12月3日～9日）や「障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用して行う、講演会や授産品の販売会等を通して、市民の理解の促進を図っていきます。	障害福祉課
3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進	障害や障害のある人への理解の推進のためには、子どものころから障害や障害のある人について理解を深め、正しい知識をもつことが大切です。今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。	教育指導課
3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用	障害者団体が相互に交流する機会の充実を図り、それぞれの障害について理解を深めるとともに、さまざまな障害を越えた相互のつながりの強化に努めます。	障害福祉課
3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進	障害のある人の地域生活支援の拠点である「障害者総合支援センター・フレンドリー」において、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。	障害福祉課
3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進	柳沢公民館や田無公民館で実施している知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を通して、障害のある人と市民との相互交流を深めます。 また、障害の有無にかかわらず、共に学ぶ事業を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、交流を推進していきます。	公民館

② 権利擁護体制の活用

施策名	内 容	担当課
3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実	平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法により、区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行うこととなりました。本市も障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する普及・啓発を継続していきます。	障害福祉課
3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携	成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。	障害福祉課 生活福祉課
3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進	知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の人材の育成及び活用を図るための研修を行います。 加えて、制度のより一層の活用支援に向け、制度や相談機関（あんしん西東京）の周知活動等に引き続き取り組み、担い手の育成を進めます。	障害福祉課 生活福祉課
3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。今後も同事業の普及と活用の支援に努めます。	生活福祉課

③ ボランティア活動の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用	<p>障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民のボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくりまします。</p>	生活福祉課
3-(1)-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討	<p>障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である「ヘルプカード」の配布とともに、「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」の中級編の実施の検討等を踏まえ、普及に向けた取組みを通して、障害や障害のある人に対する理解を促進し、地域における支援の輪を広げまします。</p>	障害福祉課
3-(1)-12 ボランティアの育成支援	<p>障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあることから、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援まします。</p>	生活福祉課

(2) 生活環境

① 地域における生活基盤の整備

施策名	内 容	担当課
3-(2)-1 グループホーム 等の整備	<p>何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム等は、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、民間法人による新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行っていきます。</p> <p>なお、精神障害者のグループホームについては、通過型だけでなく滞在型の充実についても検討します。</p>	障害福祉課

② 人にやさしいまちづくりの推進

施策名	内 容	担当課
3-(2)-2 人にやさしいま ちづくりの推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。	関係各課
3-(2)-3 公共施設のバ リアフリー化・ユ ニバーサルデザ イン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことによって、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課
3-(2)-4 歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路建設課 道路管理課
3-(2)-5 障害者専用駐車 スペースの確保	公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行っていきます。	関係各課

施策名	内 容	担当課
<p>3-(2)-6 学校施設のバリアフリー化の推進</p>	<p>各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。</p> <p>中原小学校建替工事では、だれでもトイレ、身障者用駐車場、スロープ等の設置を進めています。</p> <p>その他、3校で、だれでもトイレ等の設置を進めています。</p>	<p>学校運営課</p>
<p>3-(2)-7 市民への正しい情報提供、意識啓発の推進</p>	<p>視覚障害者誘導用の点字ブロックを敷設しても、点字ブロックの上に自転車や物が置かれていれば、視覚障害者の利用を妨げることになります。また、障害者専用駐車スペースが確保されても、障害のない市民が車を停めてしまえば、障害のある人は車を停めることができません。</p> <p>市内各5駅において、放置自転車整理指導員を配し違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促します。また、市営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導します。</p>	<p>道路管理課 障害福祉課</p>
<p>3-(2)-8 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導</p>	<p>一定の要件を満たす小規模な店舗等におけるバリアフリー改修工事について、その費用の一部を助成することにより、バリアフリー化を支援します。</p>	<p>都市計画課</p>

③ 外出の支援

施策名	内 容	担当課
3-(2)-9 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	都市計画課 関係各課
3-(2)-10 移送サービスの推進	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを実施しています。今後も、サービスの利用状況・利用者ニーズ等を把握しながら、より利用ニーズに対応したサービスの提供を図っていきます。	障害福祉課
3-(2)-11 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。 また、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。	障害福祉課
3-(2)-12 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付	在宅心身障害者またはその家族が所有・運転する自動車等の燃料費の一部助成又はタクシー利用券の交付（申請者が選択）を行います。	障害福祉課
3-(2)-13 身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課

④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

施策名	内 容	担当課
3-(2)-14 緊急メール配信サービスの活用	利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「緊急メール配信サービス」を行います。	危機管理室
3-(2)-15 災害時要援護者避難支援プランの作成	市では、災害時要援護者を対象とした災害時要援護者避難支援プランの作成を進めており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-16 防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に防災市民組織を中心とした災害時要援護者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-17 社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会及び防災市民組織等で災害時応援協定の締結に向けた促進を図り、共助のまちづくりに向けて相互協力体制の構築に努めていきます。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-18 緊急時の医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、災害時要援護者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	危機管理室 健康課 障害福祉課
3-(2)-19 災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、医療等の必要な支援が提供できる体制を整備するなど、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	危機管理室 道路管理課 健康課 障害福祉課

施策名	内 容	担当課
3-(2)-20 悪質商法などの被害の防止	<p>高齢者や障害のある方をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、西東京市での相談事例を市報の「消費生活 Q & A」や「消費生活相談事例集」で紹介することや、コミュニティバス（はなバス）の車内に注意喚起を掲示するなど、注意喚起・啓発に努めています。</p> <p>今後においても、消費生活相談員による出前講座のPRの充実など、さまざまな方法を用いて注意喚起・啓発を行うことで、多様な層の市民に情報が届くよう取り組んでいきます。また、障害のある方が相談しやすい環境づくりに努めます。</p>	協働コミュニティ課

(3) 保健・医療

① 保健・医療体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致	<p>医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では試行的に実施している事業所が1箇所あるのみですが、今後は、医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。</p>	障害福祉課 健康課
3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及	<p>誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。</p>	健康課

施策名	内 容	担当課
3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	<p>障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。</p> <p>今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。</p>	障害福祉課 健康課 高齢者支援課
3-(3)-4 在宅歯科診療の充実	<p>西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めていきます。</p>	健康課
3-(3)-5 健康診査の情報提供	<p>健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。</p>	健康課
3-(3)-6 精神保健・医療の充実	<p>精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。</p>	健康課 障害福祉課

② 医療費の助成

施策名	内 容	担当課
3-(3)-7 医療費の助成	<p>医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度（精神通院医療、更生医療及び育成医療）」、「難病医療費等助成制度」、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度（障害認定）」を実施しています。</p> <p>また、平成30年12月からB型ウイルス肝炎、C型ウイルス肝炎に起因する肝がん・重度肝硬変患者への新たな医療費助成制度が開始されました（各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります）。</p>	障害福祉課 健康課 子育て支援課 保険年金課

(4) 情報・コミュニケーション

① 情報提供体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実し、誰もが分かりやすい、手に取りやすい冊子を作成します。また、高齢福祉分野の事業所及び介護保険移行者へも情報提供するなど、必要な情報がその情報を必要としている人たちにわかりやすく的確に伝わるように努めます。	障害福祉課
3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供	引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。。	障害福祉課 図書館 関係各課
3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、西東京市のホームページにおいても、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮してホームページの運営を行っていきます。	秘書広報課

② コミュニケーション体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(4)-4 市役所における 窓口対応方法の 検討	市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。	関係各課
3-(4)-5 市役所における 手話通訳者の設 置	市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、手話通訳者の設置を検討します。	障害福祉課
3-(4)-6 手話通訳者・要 約筆記者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課
3-(4)-7 身体障害者電話 使用料等の助成	18歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害の等級が1・2級の人及び視覚障害者でファックスを設置している人に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します（新規申請の受付は、平成30年3月30日で終了しました）。	障害福祉課
3-(4)-8 郵便による不在 者投票制度、代 理投票制度、点 字投票制度（投 票における配 慮）	<p>身体に重度の障害のある選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。また、身体の不自由な方等は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。</p> <p>障害の有無に関らず投票しやすい環境の整備と法改正の情報収集及び改正があった場合の迅速な対応を図ります。</p>	選挙管理委員会

第5章 障害者基本計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗状況の着実なモニタリング

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

2 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) 民間の活力の導入

民間のサービス事業者に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

(2) 財源の確保

今後見込まれる障害福祉サービスのニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。

3 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要となります。今後も計画の策定や見直しにあたっては、市民の意識や要望を把握するためのアンケート調査・ヒアリング調査等の各種調査や、パブリックコメントの実施等、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画をより効果的に実施していくためには、行政と市民、民間事業者及び関係機関が連携・協働することが重要となります。そこで、本計画の施策を実施するにあたっては、既存のネットワークを発展・拡充し、庁内外の関係機関との連携を強化していくとともに、障害福祉サービス事業者や障害者団体の自発的な参加を推進し、四者が共に計画を推進する体制づくりを進めます。

第6章 障害福祉に関するデータ・調査結果等

1 障害者数等

(1) 身体障害者の状況

平成29年度末の身体障害者手帳登録者数は5,433人で、平成24年度からの5年間で321人増加しています。

障害の程度別にみると、1級が1,877人(34.5%)、2級が813人(15.0%)となっており、1・2級を合わせた重度の障害者が約半数を占めています。

● 身体障害者手帳登録者数（障害程度別）の推移 ●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	5,112 (100%)	5,232 (100%)	5,311 (100%)	5,424 (100%)	5,434 (100%)	5,433 (100%)
1級	1,734 (33.9%)	1,802 (34.4%)	1,844 (34.7%)	1,870 (34.5%)	1,878 (34.6%)	1,877 (34.5%)
2級	814 (15.9%)	806 (15.4%)	785 (14.8%)	802 (14.8%)	821 (15.1%)	813 (15.0%)
3級	780 (15.3%)	789 (15.1%)	798 (15.0%)	814 (15.0%)	808 (14.9%)	817 (15.0%)
4級	1,256 (24.6%)	1,306 (25.0%)	1,314 (24.7%)	1,337 (24.6%)	1,318 (24.3%)	1,328 (24.4%)
5級	297 (5.8%)	295 (5.6%)	331 (6.2%)	359 (6.6%)	371 (6.8%)	362 (6.7%)
6級	231 (4.5%)	234 (4.5%)	239 (4.5%)	242 (4.5%)	238 (4.4%)	236 (4.3%)

※ 各年度末現在



● 身体障害者手帳登録者数（障害種類別）の推移 ●

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計		5,112	5,232	5,311	5,424	5,434	5,433
視覚障害		325	328	334	336	338	334
聴覚障害		431	455	472	479	475	467
言語障害		74	64	70	74	80	81
肢体不自由		2,621	2,657	2,666	2,716	2,718	2,706
内部 障害	心臓	827	859	865	894	908	905
	じん臓	408	428	457	457	451	459
	呼吸器	95	94	91	90	93	98
	小腸	4	4	4	5	5	5
	ぼうこう・直腸	268	280	288	305	297	310
	その他（免疫）	53	55	57	60	59	59
	肝臓	6	8	7	8	10	9
	小計	1,661	1,728	1,769	1,819	1,823	1,845

※ 各年度末現在

※重複障害者は主たる障害のみで人数を計上

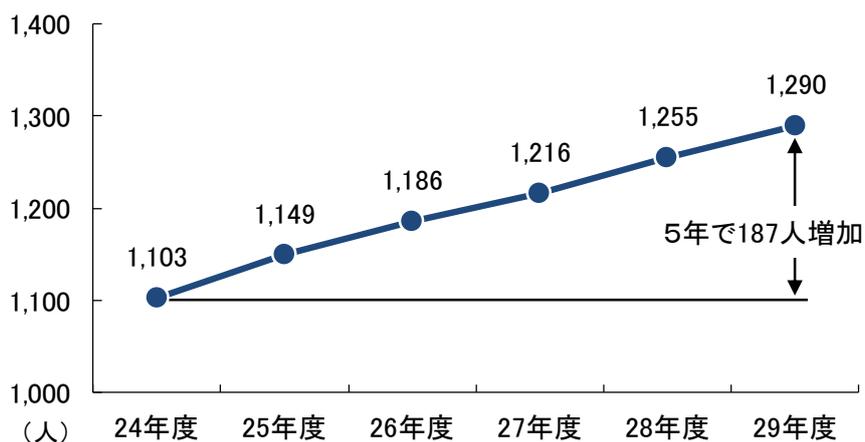
(2) 知的障害者の状況

平成 29 年度末時点での愛の手帳登録者数は 1,290 人で、平成 24 年度からの 5 年間で 187 人増加しています。

● 愛の手帳登録者数の推移 ●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	1,103 (100%)	1,149 (100%)	1,186 (100%)	1,216 (100%)	1,255 (100%)	1,290 (100%)
1度	33 (3.0%)	33 (2.9%)	36 (3.0%)	41 (3.4%)	43 (3.4%)	43 (3.3%)
2度	315 (28.6%)	321 (27.9%)	320 (27.0%)	321 (26.4%)	326 (26.0%)	332 (25.7%)
3度	284 (25.7%)	292 (25.4%)	290 (24.5%)	289 (23.8%)	299 (23.8%)	303 (23.5%)
4度	471 (42.7%)	503 (43.8%)	540 (45.5%)	565 (46.5%)	587 (46.8%)	612 (47.4%)

※ 各年度末現在



(3) 精神障害者の状況

平成29年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,599人で、平成24年度からの5年間で508人増加しています。

● 精神障害者保健福祉手帳登録者数の推移 ●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	1,091 (99%)	1,192 (104%)	1,317 (111%)	1,402 (115%)	1,458 (116%)	1,559 (121%)
1級	87 (7.9%)	76 (6.6%)	83 (7.0%)	88 (7.2%)	86 (6.9%)	94 (7.3%)
2級	625 (56.7%)	658 (57.3%)	687 (57.9%)	727 (59.8%)	770 (61.4%)	817 (63.3%)
3級	379 (34.4%)	458 (39.9%)	547 (46.1%)	587 (48.3%)	602 (48.0%)	648 (50.2%)

(4) 難病患者の状況

平成24年度末の難病患者福祉手当（市制度）受給者数は1,673人で、平成19年度からの5年間で355人増加しています。また、平成24年度末の難病医療費等助成申請者等受理件数は2,435件で、平成19年度からの5年間で746件増加しています。

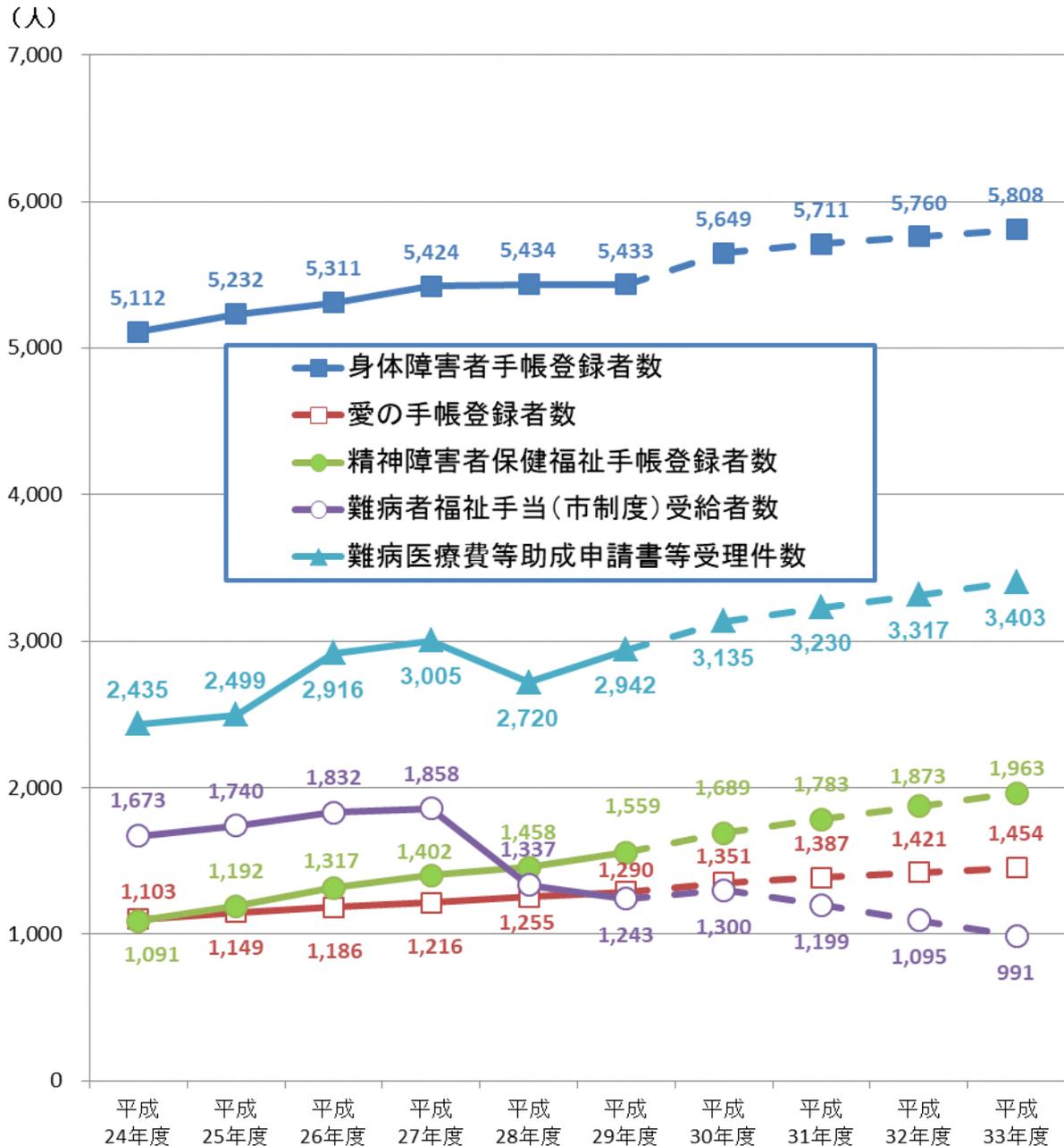
● 難病患者福祉手当（市制度）受給者数及び医療費助成申請書等受理件数の推移 ●

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
難病患者福祉手当（市制度）受給者数	1,673	1,740	1,832	1,858	1,337	1,243
難病医療費等助成申請書等受理件数	2,435	2,499	2,916	3,005	2,720	2,942

※ 各年度末現在

身体障害者手帳登録者数等の増加率（平成 19 年度と平成 24 年度の比較）を、市の人口の増加率と比較してみると、人口の増加率が 2.3%なのに対して、身体障害者手帳登録者数は 8.9%、愛の手帳登録者数は 28.1%、精神障害者保健福祉手帳登録者数は 66.1%、難病者福祉手当受給者数は 26.9%と、いずれも人口の増加率を大きく上回っています。

● 障害者数の推移と見込み ●



(5) 児童・生徒の状況

平成30年3月1日現在、市立小学校の特別支援学級に在籍する児童は154人、通級指導学級に通う児童は67人、特別支援教室に通う児童は224人です。また、市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は82人、通級指導学級に通う生徒は30人です。

● 市立小学校の特別支援学級の児童数 ● (平成30年3月1日現在)

	学級数	児童数
田無小学校 (知的)	5	34
中原小学校 (知的)	4	35
東小学校 (知的)	3	26
柳沢小学校 (知的)	3	18
田無小学校 (自閉症・情緒)	2	12
中原小学校 (自閉症・情緒)	3	17
東小学校 (自閉症・情緒)	1	4
柳沢小学校 (自閉症・情緒)	1	8

● 市立小学校の通級指導学級の児童数 ● (平成30年3月1日現在)

	学級数	児童数
保谷小学校 (言語)	2	38
芝久保小学校 (言語)	2	29

● 市立小学校の特別支援教室の児童数 ● (平成30年3月1日現在)

	種別	児童数
田無小学校	L教室	5
	S教室	3
保谷小学校	L教室	5
	S教室	10
保谷第一小学校	L教室	4
	S教室	17
保谷第二小学校	L教室	8
	S教室	6
谷戸小学校	L教室	9
	S教室	7
東伏見小学校	L教室	9
	S教室	11
中原小学校	L教室	5
	S教室	3
向台小学校	L教室	4
	S教室	9
碧山小学校	L教室	5
	S教室	5
芝久保小学校	L教室	4

	種別	児童数
栄小学校	S 教室	2
	L 教室	8
	S 教室	9
谷戸第二小学校	L 教室	6
	S 教室	11
東小学校	L 教室	3
	S 教室	6
柳沢小学校	L 教室	5
	S 教室	4
上向台小学校	L 教室	4
	S 教室	3
本町小学校	L 教室	7
	S 教室	4
住吉小学校	L 教室	4
	S 教室	6
けやき小学校	L 教室	4
	S 教室	9

● 市立中学校の特別支援学級の生徒数 ● (平成 30 年 3 月 1 日現在)

	学級数	生徒数
田無第一中学校 (知的)	2	17
保谷中学校 (知的)	4	27
青嵐中学校 (知的)	3	20
田無第一中学校 (自閉症・情緒)	1	5
保谷中学校 (自閉症・情緒)	1	4
青嵐中学校 (自閉症・情緒)	2	9

● 市立中学校の通級指導学級の生徒数 ● (平成 30 年 3 月 1 日現在)

	学級数	生徒数
田無第二中学校 (情緒)	3	30

2 市内の障害者関連施設等

西東京市内の障害福祉関連施設等の整備状況は以下のとおりです。

西東京市では、サービス事業者の誘致等に取り組んできたことで、放課後等デイサービスなどの事業所数が増加しつつあるほか、グループホームについても拡充が進んでいます。一方で、近隣他市と比較し、日中活動系サービス事業所の数が少なく、不足している状況にあることが課題となっています。

(1) 日中活動系サービス事業所

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ✓ たんぽぽ ✓ ラシーネ西東京 ✓ さくらの園 ✓ どんご作業所（どんご作業所、どんご作業所手づくり山） ✓ P.F.P.Cはたらきば ✓ 西東京市生活介護事業所くろーばー
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ さくらの園
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ほうや福祉作業所 ✓ コミュニティルーム友訪 ✓ ワークステーション・ウーノ（おかし工房マーブル、手作り工房めえ、石窯パン工房ウーノ） ✓ ラシーネ西東京 ✓ パッソ西東京 ✓ たなし工房 ✓ 富士町作業所 ✓ サンワーク田無 ✓ さくらの園
自立訓練（生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ YL ひばりが丘カレッジ

(2) 居住系サービス事業所

<p>共同生活援助 (グループホーム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ グループホーム住まいる (住吉ユニット、保谷ユニット、谷戸ユニット、北原ユニット、滞在型西原ユニット、滞在型富士ユニット、滞在型東伏見ユニット) ✓ ピッピ ✓ 自立生活企画生活寮 ✓ ミモザハウス ✓ グループホームマリーナ (緑町マリーナ、下保谷マリーナ) ✓ 田無寮 (第一田無寮、第二田無寮、第三田無寮、第四田無寮、第五田無寮、第六田無寮、第七田無寮) ✓ アットホームウーノ (グループホームららら、グループホームわっはっは) ✓ グループホームサンワーク ✓ グループホームにこっ ✓ グループホームわんど (グループホームわんど、グループホームわんど2) ✓ グループホームもやい (もやい、もやい向台、もやい北町、もやい向台Ⅱ、もやい泉町) ✓ ケアホーム西東京 (ケアホーム西東京Aユニット、ケアホーム西東京Bユニット、ケアホーム西東京Cユニット) ✓ 天神山グループホーム (こあらハイツ) ✓ YL ひばりが丘事業所 (第一ひばり寮、第二ひばり寮) ✓ 芝久保どろっぷす
<p>施設入所支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ たんぽぽ

(3) 障害児通所サービス事業所等

児童発達支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 西東京市こどもの発達センターひいらぎ ✓ 児童発達支援事業みらい
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ととろクラブ ✓ ととろキッズ ✓ くまさん保谷教室 ✓ 療育型児童デイサービスさざんか第1 ✓ 療育型児童デイサービスさざんか第5 ✓ りぼん ✓ りぼんU ✓ たまみずきひばり ✓ シュプロスひばりヶ丘教室 ✓ シュプロスひばりヶ丘教室Ⅱ ✓ くろーばーきっず ✓ ジョブチャレンジひばり ✓ STEP西東京 ✓ STEP保谷 ✓ らぷあ田無 ✓ Pur aile ひばりが丘 ✓ ウイング西東京

3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査目的

計画策定の基礎資料とするため、平成 29 年 7 月時点で市内に在住する障害者及び児童、特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒、相談支援機関利用者を対象に、福祉サービスの利用状況等を把握するアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

身体障害者調査	市内在住の身体障害者手帳所持者／無作為抽出
知的障害者調査	市内在住の愛の手帳（療育手帳）所持者／無作為抽出
精神障害者調査	市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者／無作為抽出
難病患者調査	市内在住の難病医療費等助成対象者／無作為抽出
施設入所者調査	西東京市に住所登録があり市内外の障害者施設入所者／無作為抽出
児童調査	市内在住の障害手帳所持児童・難病医療費等助成対象児童／無作為抽出
特別支援教室 ・通級指導学級調査	市内の特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒／学校配布
相談支援機関利用者 調査	市内相談支援機関利用者／窓口配布

※いずれの対象者とも平成 29 年 7 月時点での抽出・配布

③ 調査時期

平成 29 年 7 月～9 月

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収

※特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒には学校を通じて配布し、郵送回収。相談支援機関利用者には、相談機関に来所した際、調査協力を賛同した者のみに配布し、郵送回収。

⑤ 回収状況

調査種類	発送数	有効回収票数	有効回収率
身体障害者調査	910	456	50.1%
知的障害者調査	215	96	44.7%
精神障害者調査	240	86	35.8%
難病患者調査	220	104	47.3%
施設入所者調査	85	53	62.4%
児童調査	330	149	45.2%
特別支援教室・通級指導学級調査	100	46	46.0%
相談支援機関利用者調査	100	52	52.0%
合 計	2,200	1,042	47.4%

(2) 調査結果の概要

① 主な介助・援助者

主な介助・援助者は、身体障害者、難病患者では「配偶者」、知的障害者、精神障害者では「母親」が多くなっています。児童では、「母親」が多くを占めています。

【主な介助・援助者】(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

調査種類	n=	配偶者(夫、妻)	子ども、子どもの配偶者	父親	母親	祖父	祖母	兄弟、姉妹	その他の親せき	近所の人、友人・知人	ホームヘルパー等の在宅サービス事業者	その他	無回答
身体障害者	181	34.3	24.9	3.3	6.1	0.0	0.0	2.2	2.2	0.6	15.5	8.3	2.8
知的障害者	63	3.2	0.0	23.8	54.0	0.0	0.0	6.3	1.6	0.0	1.6	9.5	0.0
精神障害者	46	26.1	4.3	2.2	41.3	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	6.5	10.9	2.2
難病患者	30	50.0	26.7	0.0	3.3	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	13.3	3.3	0.0

【主な介助・援助者】(児童)

調査種類	n=	父親	母親	祖父	祖母	兄弟、姉妹	その他の親せき	近所の人、友人・知人	ホームヘルパー等の在宅サービス事業者	その他	無回答
児童	99	6.1	92.9	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0

② 外出時の状況(外出の際の支援の必要性)

外出の際、一人で外出できる人は身体障害者で 58.8%、知的障害者で 39.6%、精神障害者で 53.5%、難病患者で 69.2%となっています。

【外出の際の支援の必要性】

調査種類	n=	ひとりで外出できる	いつも支援が必要	慣れた場所にはひとりで 行けるが、それ以外は支 援が必要	いつもはひとりで 行けるが、悪い場合は支 援が必要	その他	無回答
身体障害者	456	58.8	20.2	11.4	5.3	2.0	2.4
知的障害者	96	39.6	21.9	36.5	0.0	1.0	1.0
精神障害者	86	53.5	4.7	22.1	11.6	3.5	4.7
難病患者	104	69.2	14.4	4.8	7.7	2.9	1.0

③ 就労等の状況

収入を伴う仕事をしている人の割合は、身体障害者で 21.3%、知的障害者で 75.0%、精神障害者で 31.4%となっています。

【就労等の状況】

調査種類	n=	収入を伴う仕事をして いる	収入を伴う仕事は していない	無回答
身体障害者	456	21.3	75.7	3.1
知的障害者	96	75.0	25.0	0.0
精神障害者	86	31.4	66.3	2.3
難病患者	104	30.8	67.3	1.9
施設入所者	53	13.2	83.0	3.8
相談支援機関利用者	42	57.1	35.7	7.1

④ 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用者数、利用割合は以下のとおりです。

【障害福祉サービスの利用状況】

	身体障害者 (全数:456)		知的障害者 (全数:96)		精神障害者 (全数:86)		難病患者 (全数:104)		児童 (全数:149)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
訪問系サービス	50	11.0	3	3.1	3	3.5	7	6.7	16	10.7
生活介護	27	5.9	7	7.3	0	0.0	1	1.0		—
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	27	5.9	3	3.1	1	1.2	2	1.9		—
就労移行支援	1	0.2	4	4.2	6	7.0	0	0.0		—
就労継続支援 (A型・B型)	4	0.9	24	25.0	8	9.3	0	0.0		—
療養介護	2	0.4	1	1.0		—	3	2.9		—
短期入所 (ショートステイ)	20	4.4	12	12.5	1	1.2	2	1.9	8	5.4
共同生活援助 (グループホーム)	2	0.4	10	10.4	5	5.8	0	0.0		—
施設入所支援	3	0.7		—	1	1.2	0	0.0		—
相談支援	22	4.8	10	10.4	4	4.7	4	3.8	13	8.7
児童発達支援		—		—		—		—	66	44.3
放課後等デイサービス		—		—		—		—	53	35.6
保育所等訪問支援		—		—		—		—	7	4.7
上記のようなサービスは 利用したことがない	271	59.4	41	42.7	54	62.8	76	73.1	31	20.8
無回答	85	18.6	7	7.3	8	9.3	12	11.5	3	2.0

サービス未利用者の今後の利用意向についてみると、相談支援に対しては障害種別に関わらずニーズが高くなっています。知的障害者では、共同生活援助、児童では放課後等デイサービス、短期入所の利用意向が高くなっています。

【サービス未利用者の今後の利用意向：「利用したい」と回答した割合】

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		児童	
	全 数	上段：人数 下段：%	全 数	上段：人数 下段：%	全 数	上段：人数 下段：%	全 数	上段：人数 下段：%
訪問系サービス	406	47 11.6	93	5 5.4	83	9 10.8	133	13 9.8
生活介護	429	35 8.2	89	9 10.1	86	8 9.3		—
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	429	37 8.6	93	10 10.8	85	6 7.1		—
就労移行支援	455	12 2.6	92	10 10.9	80	8 10.0		—
就労継続支援 (A型・B型)	452	6 1.3	72	10 13.9	78	11 14.1		—
療養介護	454	23 5.1	95	3 3.2		—		—
短期入所 (ショートステイ)	436	34 7.8	84	13 15.5	85	11 12.9	141	32 22.7
共同生活援助 (グループホーム)	454	18 4.0	86	20 23.3	81	6 7.4		—
施設入所支援	453	33 7.3	95	6 6.3	85	5 5.9		—
相談支援	434	72 16.6	86	23 26.7	82	26 31.7	136	42 30.9
児童発達支援		—		—		—	83	17 20.5
放課後等デイサービス		—		—		—	96	38 39.6
保育所等訪問支援		—		—		—	142	7 4.9

※「全数」とは当該サービスを「利用していない」とした人数（サービス利用の有無について無回答を除く。）

※「人数」とは「全数」のうち、「利用したい」とした回答者数であり、「%」は「全数」に対する割合です。

4 ヒアリング調査結果概要

平成 29 年 8 月から 9 月にかけて、特別支援学校に通う児童・生徒の保護者、障害者団体・障害者支援の関係者、及び市内の障害福祉サービス事業者等に対してヒアリング調査を実施しました。ヒアリング実施に際しては、対象者に対して事前に質問シートを送付し、事業内容、利用者数、今後の事業展開、活動の際に困っていること、行政に望むこと等を確認しました。

以下に、ヒアリングおよび質問シートで挙げられた主な意見・要望をまとめています。

(1) 障害福祉サービス事業所

① サービスの質の維持や向上のための取組

- サービスやプログラムの充実
 - ・ 近隣企業と連携し、職場実習の体験を依頼したり、すでに就職した人の働いている状況を見学したり、「ステップアップ雇用」などの取組を行っている。
 - ・ 利用者のスキルアップのため、作業プログラムの充実・増加を図っている。
- 職員のスキルアップ（内部研修の実施、外部研修への参加等）、新規採用
 - ・ 事業所内での研修やケース共有、外部研修への参加、近隣企業との連携、企業等を対象とした就労支援セミナーの開催、医療機関や近隣福祉施設への出張就労講座を行っている。
 - ・ なるべく多くの研修に参加し、職員のスキルアップを図っている。
- 職員間の情報共有、コミュニケーション促進等
 - ・ 「チーム担当制」とし、利用者 1 名に対し、少なくとも 2 名のスタッフで対応している。ミーティングによる情報共有や、事業所内で相談できる体制づくり、一人で抱え込まない体制、職場の雰囲気づくりを心掛けている。

② 事業継続における要望等

- 他法人、他事業所との連携促進
 - ・ 他法人や事業所との関わりがなく、地域全体に目を配りながらの事業展開ができていない。行政がイニシアチブをとり、連絡会等を開催していただくと、連携がとりやすくなる。
- 障害への理解促進
 - ・ 障害者への理解促進に係る取組は、事業者独自でやるよりも、市に手伝っていただけると助かる。
- 各種情報提供
 - ・ 法改正や制度改正等の情報を随時、提供いただけるとありがたい。
- 困難ケースに対する対応等
 - ・ 困難ケースについては、相談対応に加え、ともに現場に入ってもらえる体制が望ましい。

③ 西東京市において不足しているサービス

- グループホーム
 - ・ 保護者が亡くなった後の生活の場として、グループホームが不足している。
 - ・ 重度身体障害者のグループホームの誘致。
- 日中一時支援、ショートステイサービス

- ・ 保護者が疲れている時や悩んでいる時、就労を希望する場合等、ショートステイサービスのニーズが強いが、市内に不足している。
- ・ 幼児のショートステイの受け入れ先や、一時保育等が不足している。
- ・ 短期入所先も今後、拡充が必要だと思われる。利用者の高齢化に伴い、保護者も高齢化しており、短期入所の利用者が増えている。
- 日中活動先
 - ・ 保谷方面には、精神障害者のための施設（作業所などの日中活動先）が不足している。
- 就労に向けた訓練が受けられる事業所
 - ・ 就労移行支援事業所として、市内に選択肢がより増えることが望ましい。
- 生活介護
 - ・ 放課後等デイサービス利用者の保護者から、学校を卒業後に利用できる施設があるか心配する声を聞くことがあり、生活介護のニーズは強いと考えられる。
- 放課後等デイサービス
 - ・ 保護者より、放課後等デイサービスを利用したいが、空きがすぐ埋まってしまうと聞く。
- 移動支援
 - ・ 知的障害者において、外出時や通所の際の移動支援のニーズが強い。
- 余暇支援
 - ・ 余暇支援に係る取組を今後、更に拡大すべきだと考える。
 - ・ 社会人となった障害者が、仕事帰りや休日に気軽に立ち寄り、お茶を飲んだり、普段触れ合う機会の少ない方々とおしゃべりできる場ができるとよい。

④ 今後、新たに創設されるサービスへの参入意向

- 自立生活援助
 - ・ 新たに創設されるサービスの中では、「自立生活援助」について検討する可能性がある。
 - ・ 「自立生活援助」への参入を検討中。既にサービス内容に該当する取組を一部行っており、法人内で参入について議論している。
- 就労定着支援
 - ・ 就労定着支援への参入に関心がある。
- 訪問型児童発達支援
 - ・ 訪問型児童発達支援には参入の可能性がある。但し、単独事業としてのニーズを見極める必要がある。
 - ・ 重度の障害があり、通学が難しい児童のために、訪問型児童発達支援は検討の余地がある。

(2) 障害者団体・障害者支援団体

① 日常生活や社会生活において不便を感じる事

- ・ 兄弟が別々の学校に通っている（別々の特別支援学級や特別支援学校の判定を受けた）場合、移動支援やファミリーサポートを利用する場合もあるが、公立学校への通学であるのに高額で負担が大きい。
- ・ 交通量の多い通りだが、歩道がなく歩きにくい地域がある。
- ・ 災害時の対応に関する情報が少なく、不安である。
- ・ 病院の待ち時間に騒いでしまい、迷惑をかけてしまう。障害者の枠を作ることや、「障害者OK」の表示があるとよい。
- ・ ヘルプマークの認知度は上がっているが、ヘルプマークをつけている人に、どのよう

な対応をしたらよいか、等の周知も必要。

② 市民や地域に期待すること

- 障害福祉サービスの拡充、充実
 - ・ グループホームの数を増やし、将来入所できるようにしてほしい。
 - ・ 放課後等デイサービスは入所待ちが多く、質の高い事業所の開設が望まれている。
 - ・ 障害児の場合、移動支援の利用ニーズは登下校時に集中するため、利用できないことがある。また、児童の移動支援サービスに対応ができない事業所もあるので、そうした情報がオープンになるとよい。
- 市民の障害者への理解促進に関すること
 - ・ 障害のある人と触れ合う場をつくること。学校の授業で、障害者理解につながる体験プログラムの導入等。
 - ・ 聴覚障害者の活動への理解。
 - ・ 健常児と障害児が関わることのできる、開かれた場所があるとよい。放課後等デイサービスが充実し、障害児の居場所が増えているが、地域との関わりが薄くなりつつある。

③ 行政等に期待すること

- 障害福祉課と他部署との連携
 - ・ 保護者への情報提供等では、健康課や子育て支援課、保育課等、障害者・児の支援に関する部署の協力も不可欠であり、連携を強化してほしい。
- 窓口や各種書類による手続き等の簡素化、利便性向上
 - ・ 就学にあたり、様々な手続きが必要になるが、手続きで困った時の相談先がわからない。相談先等の情報が周知されるとよい。
 - ・ 手話通訳者の配置回数増加、福祉関係施設の窓口への、手話で意思疎通が可能な職員の配置。
 - ・ 知識がない状態では、サービス選択・利用の際に、サービスの特徴や適したサービスがわからない。知識がない人に対しても適切なナビゲーションをしてほしい。
- 障害福祉サービスの充実や利便性向上等
 - ・ 学校への通学、移動支援に関し、使いやすいように条件等を見直してほしい。
 - ・ 放課後等デイサービスの運営状況、実態の把握に努めてほしい。

5 調査結果からの課題

(1) 社会資源や相談支援機関等に関する情報提供や周知の拡充

西東京市内には、相談支援機関として、「相談支援センター・えぼっく」、「障害者就労支援センター・一歩」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ブルーム」がありますが、各施設の認知度は全般に、より一層の認知度向上が求められる状況にあります。

アンケート調査において、各施設の認知度は、身体障害者調査では、「知らない」が6割から7割前後、知的障害者調査では、「知らない」が4割から5割前後、施設入所者調査では、5施設全てで「知らない」が7割を超えている状況です。

障害福祉サービスなどの情報入手方法については、精神障害者調査では「病院、診療所」が36.0%、「市の広報紙（広報テープを含む）」が31.4%、「わからない」が16.3%となっています。難病患者調査では、「市の広報紙（広報テープを含む）」が38.5%、「病院、診療所」が17.3%、「わからない」が20.2%、施設入所者調査では「学校、職場、施設」が35.8%、「わからない」が34.0%、となっています。各調査において、市の広報紙は主要な情報入手の手段となっており、前回調査と比較すると、特に精神障害者での回答が増加しています。

このように、どのような社会資源が利用できるのか、情報を得られていない人もおり、また、障害福祉サービス等に関する情報を得るにはどうしたらよいかわからない人も少なくない状況にあると考えられ、各種の情報提供や周知の拡充について、引き続き取り組んでいく必要があると考えられます。

(2) 利用意向やニーズに対応した、障害福祉サービスの供給量と質の確保

アンケート調査結果において、障害種別を問わず、「相談支援」や、知的障害者における共同生活援助、精神障害者における就労継続支援（A型・B型）、児童における短期入所、放課後等デイサービス等では、当該サービスを「利用していない」と回答した人の、今後のサービス利用意向が高くなっています。ヒアリング調査では、障害者団体から、グループホーム等のサービスの不足状況が指摘されています。これらのサービスをはじめ、必要とされるサービスが確実に提供されるよう、サービスの供給量確保に取り組む必要があると考えられます。

また、サービスの量とともに、質の向上にも取り組む必要があります。アンケート調査では、放課後等デイサービス等のサービスにおいて、サービスの質の向上を望む意見が寄せられています。

一方で、ヒアリング調査では、各事業所より、サービスの質の向上のための取組として、「スキルアップに資する研修の受講」や、「人材の確保」等が挙げられていますが、一部の事業所では、人材の不足や、ハード・施設面が不十分であることも指摘されており、サービスの質の向上のためには、こうした課題にも対応する必要があると考えられます。

(3) 日中活動の支援

今後、希望する日中の過ごし方として、一般企業での就労や、施設での就労、創作活動等、就学など、多様な希望が挙げられています。精神障害者では「一般企業などで働きたい」が29.1%と、前回調査の23.9%から増加傾向にあります。これらの多様なニーズに対応し、障害のある人がその人らしく地域で暮らしていけるように、障害福祉サービスの拡充や、各種メニューの確保が必要です。

(4) 障害への理解促進

地域における、障害者に対する理解の更なる促進に関する希望が、障害者団体のほか、特にグループホーム等の事業を行う事業所から指摘されています。

また、就労においても、職場や周囲の人の理解が重要になります。児童へのアンケート調査において、今後社会で働くために必要なこととして、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」を75.2%が挙げているなど、障害者の働く場の確保や、就労の定着に向けても、障害に対する理解を深めていくための交流や取組を推進することが必要だと考えられます。

(5) 家族や保護者の負担軽減、不安の解消

今後、市が充実させていくべき障害者施策として、「家族などの介護者の休息や負担軽減を支援すること」が身体障害者調査では37.7%、知的障害者調査では34.4%、難病患者調査では39.4%が挙げられています。

ヒアリング調査においても、ピアカウンセリング等の事業の必要性や、ショートステイサービスの拡充など、家族や保護者の負担を軽減させるための各種施策が必要だと指摘されています。負担の軽減とともに、相談体制の充実や、情報提供体制の拡充等により、家族や保護者の不安を取り除くことも重要です。